

むつ市議会第185回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成17年9月7日(水曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(5)45番 柴田 峯生 議員

(6)35番 東 健而 議員

(7)49番 澤 藤一雄 議員

(8)29番 工 藤孝夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

1番	菊池一郎	2番	富岡幸夫
3番	横垣成年	4番	川下八十美
5番	山本留義	6番	白井二郎
8番	村川壽司	9番	小林正俊
10番	新谷功	11番	高田正弘
12番	佐々木肇	13番	石田勝弘
14番	鎌田ちよ子	15番	菊池広志
16番	野呂泰喜	18番	川端澄男
19番	富岡修	20番	中村正志
21番	斉藤孝昭	22番	宮下順一郎
23番	赤松功	25番	本間千佳子
26番	坪田智十司	27番	田澤光雄
28番	福永忠雄	29番	工藤孝夫
30番	大澤敬作	31番	徳誠
32番	飛内賢司	33番	半田義秋
34番	牛滝春夫	35番	東健而美
36番	坂井一利	37番	板井磯美
39番	東谷正司	40番	東谷良久
41番	佐々木隆徳	42番	立石政男
43番	竹本強	44番	杉浦守彦
45番	柴田峯生	46番	杉浦洋
48番	佐藤司	49番	澤藤一雄
50番	千賀武由	51番	目時睦男
53番	濱田栄子	54番	堺孝悦
55番	菊池清	56番	澤田博文
57番	柏谷均	58番	工藤清四郎
59番	毛馬内光雄	60番	慶長徳造
61番	池田正利	62番	杉本清記
63番	久保田昌司	64番	川端一義
65番	服部清三郎		

欠席議員（6人）

7番	村中徹也	17番	木村亀治
24番	工藤直義	38番	松野裕而美
47番	千船司	52番	田高利美

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教委會員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	公管企業者	杉山	重一
代監査委員	菊池	十 四 夫	選委會員職務代理	佐々木	鉄郎
農委會員	立花	順一	総務部長	齋藤	純
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務	新谷	加水	公企業局 菅長	新谷	博仁
監査委員	小川	照久	総務部・課長	佐藤	節雄
企画調整	近原	芳栄	農委事務局	西山	肇
企画課	奥島	慎一	企中課	伊藤	道郎
企画課	下山	益雄	川所	佐藤	吉男
大庁舎	中嶋	康夫	脇野所	千船	藤四郎
総務課	濱田	賢一	総務政	中野	敬三
総務課	澁田	剛			

事務局職員出席者

事務局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係長	古川	俊子

係查
務主
任主
庶主
議主

濱 村 勝 義
葛 西 信 弘

調查係查
調主
青 山 諭

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

本日は、柴田峯生議員、東健而議員、澤藤一雄議員、工藤孝夫議員の一般質問を行います。

柴田峯生議員

○議長(宮下順一郎) まず、柴田峯生議員の登壇を求めます。45番柴田峯生議員。

(45番 柴田峯生議員登壇)

○45番(柴田峯生) 一般質問の2日目のトップバッターに、抽せんの仕方が強いのか、トップバッターに当たりました。よろしくひとつお願いしたいと思います。

質問は、大きく分けて人事院の給与の問題と市政の問題の二つに分けております。細部につきましては、順次ご質問を申し上げます。

まず最初に、人事院の給与勧告についてお伺い

します。8月15日、人事院は平成17年度の一般職国家公務員給与を月額給料平均0.36%引き下げの勧告をしたと報道されております。これに準じた給与改定などがむつ市の職員給与にも例年適用されてきていますが、ことしの勧告には地方公務員にとっては疑問のある給与構造改革が示されておると言われております。それは、地方の経済発展にも多くの影響を与えかねない内容が含まれていると言われます。私は、地域格差の拡大を招くものだと思います。都市でも農村部でも、民間との給与格差の是正は避けて通れないでしょうが、だが中央だけが手厚く、地方を切り捨てるような方法には問題があると思います。そこで、次の2点について市長にお伺いしたいと思います。

一つ目は、8月15日の人事院勧告の概要をご説明いただきたいと思います。また、それが市の職員給与及び市の財政に今後与える影響はどのようなものでしょうか、お伺いします。

二つ目は、人事院勧告に準じた給与改定を行う場合、旧4市町村間の給与格差の是正は避けて通れないものと考えていますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

次は、市政運営等についてお伺いしたいと思います。まず最初に、任期中の施策の積み残し課題等についてお伺いしたいと思います。杉山市長は、20年間にわたって市政運営のかじ取りをなさってまいりました。その間には、政治の劇的な変化にも対応しながら、工夫を凝らした施策を実施してこられたものと思います。今新しいスタートを想定するに当たって、この20年間を振り返ったときに、仕上がりのできる施策には感慨も多くあると思います。しかし、残念ながら仕上りの悪い施策は、できの悪い子ほど思いを抱くのが世の常、人の常であります。意欲に燃えているのではないのでしょうか。そこで、施策の積み残しとなったお考えの施策について、おおむね上から5

項目を例示されたいと思います。

なお、その5項目のランクにもしも下水道が入らないときには、むつ市の下水道の整備完了は320年後とまで言われている現状についてご回答をいただきたいと思います。

二つ目につきましては、自治基本条例の制定についてであります。地方分権の時代に新生むつ市がスタートしています。地方分権で住民を中心に置いて仕事ができるようになりました。自治体の仕事は住民ニーズを中心に統一性を持って、総合的、協働性を持って行うことも可能になってきましたし、まちづくりへの参加を望む声も多くなっております。むつ市におけるあるべき市政運営の基本を明らかにすることを目的としたむつ市の憲法として位置づけられる自治基本条例を制定してはどうでしょうか。また、これらの制定の要望が住民の中に芽生えつつあることをどのように評価されておりますか、お伺いしたいと思います。

三つ目は、原子核エネルギー政策等の進め方についてであります。現在家庭の日々のエネルギー源として木材や家畜のふんなど、前近代的な手段に頼っている人の数は約24億人で、世界人口の35%を超えるとの報告を国連でまとめた報道がありました。これによると、室内空気の汚染によって毎年呼吸器疾患などで約160万人が死亡し、また電気を利用できない人の数も約16万人に達していると言われます。

歴史を振り返ると、旧脇野沢村では電気がもったのが83年前の大正11年、いわゆる1922年ですが、安部城鉦山の水力発電によるものでした。今日では、電気が消えると生活が破綻する事態を招きますが、そのありがたさを私たちはどれだけ理解していますか。また、その3分の1が原発に頼っていることもどれだけ事実として受けとめているのでしょうか。下北半島をエネルギー半島として、その中心にむつ市を位置づけるのがよいの

ではないかと私は思っています。したがって、原発の立地交付金の奪い合いではなく、21世紀の早い時点で半島の根っこから一つの都市に形成されることを願っています。だから、今日の合併劇は、その序幕と私は考えています。

原発の開発には、核の脅威、放射能汚染、老朽原発の原子炉解体、核燃料リサイクルでのプルトニウムの生産、プルサーマルなどが深刻な課題となっています。地球温暖化に基づく環境汚染にも、次世代エネルギーに対し、その実用化と未来への試行が進められていますが、費用対効果の評価は未知数であります。しかし、分散型電源への移行や国内原発の解体期が確実にやってくることから、電気のない暗黒の世界を受容しない限り、不安と同居しながら新しい道を模索せざるを得ないでしょう。そこで、次の諸点について市長にお伺いいたします。

まず、議会が誘致しないことを求めた請願を不採択としたことに関連して、この請願が審議の過程で出されている課題は使用済み核燃料を永久貯蔵させるのではないかと不安を解消するための手段について、市長なり議会がそのことを市民に示す必要があると私は考えます。それには、使用済み燃料を永久貯蔵させないために国や事業者等から担保をとるとか、安全協定を締結することなどが重要なことだと思います。地方自治体として市民の不安を払拭するため、貯蔵期間や搬出先を明示し、市長は責任を持って事業者等と協定を結ぶことなどを条文とする条例を制定すべきであると私は思いますが、いかがでしょうか。

次に、市長は東京電力の立地調査に関連し、2万人余りの署名簿の提出、議会特別委員会の議決、合併した後でも残る赤字財政を解消するため交付金が寄与することなどを挙げ、電力側の立地要請を国策に協力と称して県の判断待ちの姿勢をとっておられますが、いかにも第三者のように受け取

れます。私は、特別委員会の経過を調査したところ、あくまでも私の独断と偏見になりますが、議会の決定は誘致や建築の同意ではなく、立地可能という政治の世界でよく見られる玉虫色の表現にとどまっていると読み取りました。今定例会で議会として「使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願」を不採択としましたが、私はこれは裏を返せば議会では誘致すると決めたと受けとめています。そこで、議会からの誘致決議を得るなどして市長は責任を明示し、もっと積極的に誘致を進めていくべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、核燃再処理についての処理が追いつかないことや第2再処理工場の建設計画などが浮上していますが、六ヶ所村再処理工場の操業費は今後40年間で約19兆円、第2再処理工場にも10兆円程度かかる見通しが報道されています。つまりこの費用は、国民の負担する電気料金に転嫁され、また高速増殖炉「もんじゅ」や大間原発などの軽水炉での使用では、また再処理が必要とされています。ウランとプルトニウムの多量の生産は、核開発のテロのおそれもあると懸念され、核燃サイクル反対の一つの要因で、この現状を打開するために新しい原発の開発が必要とされます。軽水炉型では、根本的な解決にはならず、しかも水と温排水、そしてプルトニウムの課題が解決できるものでなければならず、加えて送電線建設費用と送電ロス問題なども次世代原子核エネルギー開発の難関点であろうと思います。まさに原発革命の段階にあると思います。

そこで、トリウムを使った小型の新しい原発は、プルトニウムを100%燃やしてしまうことができるとされるプルトニウムの余剰という国際的批判から脱却するためにも、そのような研究開発をむつ市は積極的に誘致すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

次に、行政委員会などの原発の視察について。一般市民の場合と違った面で私は行われるべきだと思います。費用を負担する側の条件があるにしても、その内容には単に原発を視察するだけではなく、その立地や安全が周囲に及ぼす影響などの面もあわせて視察することが肝要であると思います。そこで、9月下旬に予定されている農業委員会の女川原発の視察では、農業とは余り関係のない場所に立ち寄る行程となっています。原発周辺の農協等との懇談や農業関係施設の見学を取り入れるなど、視察の行程をもっと配慮すべきではないでしょうか、お伺いしたいと思います。

また、新しく編入された私も3地区議員にも、中間貯蔵施設の先進地視察の機会を与えるというふうなお話もありましたが、その後どのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

四つ目は、通年会期等の考え方についてお伺いしたいと思います。地方分権で地方自治体の二元制を生かしていくためには、議会制度をいろいろな角度から見て、自治体の基本を規定した法令の改正が急務であります。そのために、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会など地方議会制度改革の調査・検討を重ねております。その結果、むつ市議会第184回定例会で議員発議をした意見書の決議は市長からもご賛同のご発言をいただいております。しかし、政治の世界は水物であり、自治法令の改正には時間がかかります。

そこで、現行制度を活用できるものはないかといういろいろな提言が出てきました。その試みの一つに通年議会というものが提案されています。それは、招集はあくまでも現行法どおり市長が招集しますが、ただ会期を議会が通年に決定するものということになります。休会中には、必要に応じて議長が通知をして会議を開くもので、市長は議会を開くいとまがないことによる専決処分も、また臨時会を開く手続も要らなくなります。だが、これで

は自治法令に定める市長の専決権及び臨時会の招集権の存在価値を奪うことになり、この双方の利益を比較考慮したときの判断に難しい選択を迫られることとなります。そこで、このような動きに対して市長としてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

五つ目は、国道338号大湊バイパスの整備促進の課題についてお伺いします。古来から政治の首長に当たる者は、水と道を制することが肝要とされています。むつ市議会第184回定例会の市長答弁の再質問のようになりますが、宇曽利工区の進捗率70%、むつバイパス全体の整備促進が図られるよう関係機関に対し要望してまいりたいという回答でありました。この道路の所管が青森県であることから、難しさは百も承知です。しかし、この道路は原子力船「むつ」の遺物でありながら、沿線住民の利便を図るにはどうしても早期の完成が必要であります。合併関連の最優先路線としての位置づけを国及び県に明確に求めるさらなる運動を展開するべきであります。また、その予算獲得のため、予算以外の隘路となっている要因を具体的に開示し、その整備上の問題点を整理して当たることがより求められてきます。このことを私から市長に申し上げることは釈迦に説法するよう思われるかもしれませんが、県などに市民の意思を力強く示すことも時として必要であります。その意味から、この道路の要望実現の具体策と整備促進上の問題点があれば、その内容を開示していただきたいと思えます。

二つ目の最後は、教育委員会関係でございます。学校統合と給食の課題についてお答えをいただきたいと思えます。むつ市議会第184回定例会で、私は過疎問題の中で学校の統合問題をご質問申し上げ、教育長から児童・生徒の減少が顕著になったことから、複式学級の解消を第一義に考え、老朽木造校舍改築等の機会をとらえて均衡ある統廃

合を推進する、そして西通りでは角違小中学校、第二川内小学校、宿野部小学校及び蠣崎小学校を、北通りでは烏沢小学校、小目名小学校及び関根橋小学校を挙げておられます。また、私は地域の再生に意を用いた統合でなければならないことを申し上げていることはご承知のうえで、あくまでも児童・生徒一人一人のために推進されているなどのご答弁がありました。そこで、対象とされる各校の児童・生徒数を見ると、1クラス4名から4クラス30名とばらつきが見られます。校舎の改築との絡みの中で統廃合を進めるとしたならば、これらの対象地域での統合に対する地域住民や父母など、保護者の具体的な動向の把握は欠かせないものになります。把握の現状をご説明いただきたいと思えます。

さらには、わずかに4ないし6名の児童数の学校も存在しているが、さきの小・中8校の今後の児童数の推移はどのように見込まれているかお伺いしたいと思います。

また、教育委員会の統合に関連した学校の老朽校舎の課題解決に取り組まれるスケジュール等についてお伺いしたいと思います。

次に、川内地区での完全給食未実施校が4校あることの課題解決に向けた取り組みについてお尋ねします。教育長は、抜本的な対応を図ってまいり、そして何らかの形で給食が提供できる方策はないかと工藤孝夫議員に答弁いたしております。4校の児童、教職員合わせて285名であれば、脇野沢給食調理センターの活用によっては完全給食の実施が可能ではありませんか。脇野沢のセンターは、年数を経過してはいるものの、それを生かす方向で施設設備の補完で対応できませんか。また、職員の配置も配置転換期限つきなどで地域の雇用拡大にもなり、私は可能であると思えますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。よろしくお

願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 柴田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、人事院勧告の概要と市職員給与及び市財政に与える影響についてであります。本年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告では、官民給与の格差を解消するため、俸給月額を0.3%引き下げること、期末勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き上げること及び配偶者に対する扶養手当を500円引き下げて1万3,000円とすることとされ、本年度の平均年間給与は、職員1人当たり約4,000円の減額となるとのことあります。また、来年度からは俸給制度、諸手当制度全般にわたる抜本的な改革を実施することとされており、その改革の中心となるのは民間の賃金水準の低い地域を基準として俸給表の水準を平均4.8%引き下げ、民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給するというものであります。俸給の引き下げ及び新制度の導入は、経過措置を設けて段階的に実施し、平成22年度までの5年間で完成させることとされております。引き下げられた新給料表は、平成18年4月1日からすべての職員について適用されますが、経過措置により旧俸給月額と新俸給月額の差額を支給するため、実質的には現俸給が据え置かれることとなります。当市におきましては、人事院勧告及び青森県人事委員会の勧告に準じて給与改定を行うこととなりますが、市職員の給与及び市財政に与える影響等の積算については、今後県の人事委員会の状況を見据えながら作業に入る予定となっておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目の勧告に準じた場合の旧市町村間の格差是正についてであります。合併協議

における職員の給与の取り扱いについては、旧町村の職員の給与は現給を保障することで調整がなされており、合併時においては旧むつ市の給料表に統一し、職務に応じた給料月額に決定したところであります。このため、現時点では旧市町村の職員間において給与格差を生じているところであります。今後条例規則の規定の範囲内での昇級、昇格等の運用により、的確な職制配置に努力し、適正な給与水準となるよう調整を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市政運営等につきましてのご質問の第1点目、任期中の政策の積み残し課題等についてのお尋ねであります。昭和60年にむつ市長選挙初当選以来、市民のニーズにこたえるため、これまで幾多の政策を掲げ、対応をまいったところであります。初当選したその年は、既に市は赤字財政となっております。この赤字を解消すべく計画を立て、平成4年には赤字財政を脱却いたしましたものの、その後バブル経済がはじけたこと、さらにむつ総合病院赤字問題等により平成10年に再び赤字財政となり、いまだ非常に厳しい財政運営となっております。

このような財政状況の中、住民のニーズにこたえるため、奥内小学校、大平中学校等の建設、図書館、むつ総合病院建設、奥内漁港、道路、下水道、観光施設等々むつ下北の中核都市としての施設整備を進めてまいったところであります。しかしながら、市の赤字解消計画から切り離すことができないむつ総合病院経営の健全化、またこれまで学校の整備は継続してきたところであります。老朽化が著しい第三田名部小学校の改築、関根浜漁港等の整備、新聞報道にもありましたが、合併処理浄化槽を含めた汚水処理人口普及率が22.5%となっております公共下水道等の整備、また計画の途中である公営住宅の整備等が大きな課

題として残っております。これに加え、合併後の新むつ市としては、第一川内小学校の建設、離島航路の存続、生活道路の整備等が新たに私に与えられた使命と思っております。この中の下水道整備についてであります。今後の整備計画について、旧町村による計画では旧脇野沢村は平成18年度、旧川内町は平成25年度、旧大畑町は平成35年度までに公共下水道全域の整備を完了する予定でありまして、これにより旧町村すべての公共下水道による汚水処理人口普及率はいずれも80%程度と高い普及率となります。ただし、下水道の整備には上水道の整備も不可欠でありまして、下水道だけを論じておるわけにはまいらないという事情もあることをつけ加えさせていただきたいと思っております。私は、この計画の実現に向け、財源の確保に最大限努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

さて、最も整備のおくれている旧むつ市は、かつては国の経済対策などもあり、補正予算などを通して積極的に下水道の整備を進めてきたところではありますが、近年の厳しい財政状況から、その事業費を大幅に削減せざるを得ない状況に追い込まれました。しかし、現在田名部川沿いの99ヘクタールについて、第1期の事業認可を受け、整備を進めており、財政状況の許す限り事業費を投じ、平成22年度中の完成を目指しているところであります。この第1期認可区域の整備を完了しても、旧むつ市の公共下水道による汚水処理人口普及率は6%と決して高い普及率とは言えませんが、この6%の地域の中に市内の主な事業所、官公庁、病院、ホテルが集中していることから、田名部川及び陸奥湾の水質もかなり改善し、普及率以上の効果が期待できるものと確信しております。

さらに、この地域の整備が完了すれば、今まで以上の事業費を確保し、順次区域を拡大し、全体計画完了目標年次である平成46年度の完了に向

け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます。また、各地域の公共下水道の整備とともに、地域の特性に応じた公共下水道整備以外の合併処理浄化槽や農業集落排水、漁業集落排水などの下水道類似施設による整備も実施し、過大な投資を避けた効率的な施設の整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私といたしましては、市の今後のまちづくり推進のために、財政再建を最重要課題と位置づけておりますが、これらの課題を解消するためには現在青森県において事業者からの申し入れに対する検討が種々行われております使用済燃料中間貯蔵施設が市の財政面で大きく貢献する施設であることを考え合わせ、安全性に十分対処していただくことを前提に推進してまいりたいと存じておりますので、改めてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、自治基本条例の制定についてのご質問にお答えいたします。自治基本条例につきましては、平成16年8月12日に開催しました第3回むつ・川内・大畑・脇野沢合併協議会において木下千代治委員が自治基本条例の制定を提言しており、その対応についてその後の市町村長会議で協議をし、条例を制定するかどうかについては新市の市長にゆだねられることとなり、第4回の協議会でその旨報告しております。柴田議員はご承知のとおり、自治基本条例は自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めるもので、平成13年4月に人口ほぼ5,000人の北海道ニセコ町が施行したのが最初で、その後各地で類似の条例が制定されております。自治基本条例において何を規定するかは、それぞれの自治体に特色がありますが、一般的には市民参加、情報公開、市民の権利と責任、行政の責務等が定められております。これらは、既に地方自治法等において定められておりまして、その意味

では改めて定める必要はないようにも思えます。それでもなお自治基本条例が注目される理由として、第1に平成12年の地方分権一括法の施行により自治体の権限や責任が拡大しつつある中、今後地域の特性や多様性を生かしながら、独自のまちづくりに取り組む必要があり、自治体運営を進めていくための基本ルールが必要とされたことにあります。

第2に、厳しい財政状況が続く中、市民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれが自分の責任をしっかりと果たしながら、「参加と協働」のまちづくりを進めることが求められており、市民と行政との関係や役割を明確にし、自治を進めるための基本ルールを確認する必要があるからであります。このように自治基本条例の目指すところは、市民とともに新しいまちづくりに取り組むことであり、これまで以上に市民の果たす役割は大きいものとなり、まちづくりに対する市民の関心の高まりや熱意が必要不可欠なものと考えております。

平成16年2月現在で自治基本条例に対する市の取り組みは数字を挙げますと、策定済みの市は12市で全体の1.9%、策定作業中の市は29市で全体の4.5%となり、市の部においてはその広がりを見せていないのが現状であります。

さて、このたびの市町村合併をする際に策定しました「新市まちづくり計画」において、まちづくりの基本方針の一つに「住民参加による一体的な新しいまちづくり」を掲げ、施策項目として、「市民協働の施策展開」、「広報広聴の充実」、「地域コミュニティの構築」などをお示したところであります。これらを実現するために、現在ある市政モニター制度、行政連絡員制度、各種審議会等への市民公募、ホームページの意見募集等といった手法をさらに充実、発展、拡大させてまいりたいと考えておりますが、自治基本条例の制定も

一つの手法となり得るかどうかは、さまざまな視点から検討するために、まずは私なりに基礎的な研究をしてみたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の原子核エネルギー政策等の進め方についてであります。まず、使用済燃料中間貯蔵施設について、永久貯蔵とならないよう貯蔵期間や搬出先を明示した協定を結ぶことなどを条文とする条例を制定すれば、法的根拠も発生し、市民の不安を解消することができると思うがどうかとのご質問であります。これまで幾度となく開催してまいりました市民説明会においても、使用済燃料の搬出期限等は守られるのかというご質問がどこの会場においても出され、その搬出期限等については市民が最も関心を注いでいるということをも身をもって感じてまいりました。ただし、これにはある意味では理屈のための理屈が含まれているということもあわせてご理解いただきたいと思うのであります。

例えばドイツはゴアレーベン、塩の海の中に貯蔵施設をつくる工事をもう既に始めております。昭和59年に私がゴアレーベンに参りましたときには、ここを最終処分地にするかどうかの検討を始めておると。それが既に構造の縦穴が十分にでき、横穴ができておる。ですから、中間貯蔵に対するこの種の疑問を呈する余裕、余地がない。我が国においても、実は最終処分場の検討が水面下で進んでおり、その調査が進んでいる地域の方々は十分承知をしているというものがございます。それを知らないという言い方をしながら、最終処分地の検討は何も進んでいないではないかという論理を展開している向きがあるということも申し添えておかなければならないと思います。以上が最終処分場というものに対する考え方の今日の日本の原子力行政のあり方と、それに対する多くの方々の考え方の表現の仕方であるということをもまず申

し上げておきたいと思えます。

私は、東京電力から提出された事業概要にあります3,000トンと2,000トンの計5,000トンの施設以外の中間貯蔵施設をむつ市に建設しようとは考えておりません。2棟それぞれにおいて貯蔵開始から50年目までにはむつ市に運び込まれた使用済燃料はむつ市から出ていくことになります。柴田議員からお話のありました条例制定も使用済燃料が永久にむつ市に置かれるのではないかという市民の不安を解消する一つの方策と考えられますが、去る6月のむつ市議会第184回定例会での一般質問の答弁においても申し上げましたとおり、使用済燃料の貯蔵事業については原子炉等規制法の許可の対象事業となっておりますが、この法律は貯蔵する燃料を施設から搬出することを前提としております。したがって、貯蔵終了後、使用済燃料が中間貯蔵施設外に搬出されることは原子炉等規制法上担保されております。さらに、安全協定あるいは覚書等の中に貯蔵期間、搬出先など、市民の不安を取り除くべく事項については明記させる方針で努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、「使用済み核燃料中間貯蔵施設を誘致しないことに関する請願」を議会として不採択としたが、これは裏を返せば議会でも誘致するとも受けとめられる、議会から誘致決議を得るなどして市長はもっと積極的に誘致を進めていくべきと考えるがどうかのご質問であります。私は、使用済燃料中間貯蔵施設の立地可能性調査を東京電力に対して依頼したいということ平成12年11月の市議会全員協議会の場で報告して以来、施設見学会や住民説明会などの開催により、市民の皆様が中間貯蔵施設へのご理解を深めていただくとともに、懇話会からのご意見を聞いたり、東京電力の立地可能性調査報告書について専門家会議を設置し、その妥当性を検討していただくというような

取り組みをしてまいりました。このような中、多くの市民の皆様から誘致に賛同する署名をいただき、さらには市議会の調査特別委員会から「立地は可能」であるとの報告をいただいたことにより、平成15年6月に中間貯蔵施設の誘致を表明いたしました。その後、議会や市内の各種団体の代表者の方々からのご協力を得て、中間貯蔵施設の立地促進について知事への要望書を提出したことが契機となり、県レベルでの検討が開始され、チェック・検討会の設置、原子力政策懇話会や県民説明会、また「ご意見を聴く会」の開催、そして県議会各会派からの意見集約などの県当局からも鋭意ご努力をいただき、現在は立地について最終段階となる知事の判断を待っている段階であります。議員からは、議会からの誘致決議を得て、さらに積極的に誘致を進めるべきだとの力強いお言葉をいただき、感謝申し上げますが、私としてはそう遠くない時期に知事判断が下されるものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、トリウムを使った小型の新しい原発の研究開発を誘致すべきではないかのご提言であります。トリウム232という物質が中性子を吸収して生ずる核分裂物質ウラン233を燃料とする原子炉をトリウム炉と言うそうではありますが、現在は研究段階の原子炉の一つと認識しております。私も、せっかくのご提言をいただいたところでありますので、このトリウム炉についてそれぞれの立場でさらなる検討を加え、実現性の可能性についても探っていくべきであろうと存じますが、行いますのはあくまでも事業者でございますので、そちらの方々も勉強会なども開くような準備をして取り組んでまいりたいと思っております。

次に、農業委員会の女川原子力発電所の視察についてであります。本視察は大間町及び東通村の隣接として交付される青森県広報・安全等対策

交付金により実施しているものであり、住民に対する原子力発電に関する知識の普及等を目的として実施しているものであります。原子力発電所内部の視察につきましては、最近では警備の関係から制限され、市として身分を保証できる団体についてのみ実施とせざるを得ない状況となっており、毎年消防団を中心に保健協力員、納税貯蓄組合等の数団体の視察を実施してきたところであります。農業委員につきましては、平成15年度に北海道の泊原子力発電所、平成16年度には女川原子力発電所の視察を実施しており、今回が3回目となりますが、合併後ということで今回から旧3町村の委員の方にも参加していただくこととなったところであります。

視察行程では、女川原子力発電所やPRセンター、または宮城県原子力防災対策センターの視察をメインとし、全行程バス移動でご高齢の方には負担が大きいことから、宿でゆっくり休めることを念頭に計画したものであります。議員ご指摘のとおり、原発の立地地域の農業関係者との懇談会などは非常に有意義な企画であり、まさに視察の趣旨に沿うものと考えますので、今後できる限り取り入れていく方向で検討いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、新しく編入された3地区の議員にも中間貯蔵施設の先進地視察の機会を与えるとの話があったが、どうなっているかとのことであります。中間貯蔵施設の先進地視察等に関する経費については、電源立地地域対策交付金のうち電源立地等初期対策交付金相当部分を活用して実施しているところであり、平成17年の電源立地等初期対策交付金相当部分の事業につきましては、経済産業省の承認を得て保育所職員の人件費への充当、市民説明会や講演会等の開催、公募により茨城県東海村の東海第二原子力発電所や六ヶ所村のサイクル施設の見学会等の実施など、既に交付限度額

の1億4,000万円分を全額計画済みであります。柴田議員からご指摘のありました合併前と合併後の議員の方々との中間貯蔵施設に対する情報格差の是正という観点から、現在今年度の事業の進捗状況を精査している段階であり、可能であれば今後東海第二原子力発電所の乾式キャスク貯蔵施設の視察について議会ともご相談しながら、経済産業省と協議してまいる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、市議会の通年会期等の考え方についてのご質問にお答えいたします。地方分権一括法の施行により、議会の役割の増大と拡大に伴い、議会のあり方について検討を加えようとする動きが活発となっております。当市議会におきましても、さきのむつ市議会第184回定例会において、「地方議会制度の充実強化に関する意見書」を採択したところであります。国においては、地方議会3団体がそれぞれ取りまとめた地方議会制度の改正案の提出を待って第28次地方制度調査会での審議を開始したようであります。

議会3団体が共通して制度改正を要求している事項は八つありまして、まず「議長に議会招集権を付与すること」、次に「委員会にも議案提出権を付与すること」、3番目として「議会に附属機関の設置を可能とすること」、「専決処分の要件を見直すこと」、「議決権の拡大をすること」、「議会の内部機関設置を自由にすること」、「予算修正権の制約を緩和すること」、「決算不認定の場合の首長の対応措置を義務づけること」であり、このほか各団体が独自の制度改正を要求しております。これらの要求については、調査会での審議を経て結論が出るものと思いますが、これまでの立法と行政の関係に大きな変化をもたらすものと考えているところであります。しかし、これら議会3団体の制度改正の中には、通年議会という概念は記載されていないのが現状でありまして、一

つの考え方としては理解するところでありますが、議会3団体が要求する「議長の議会招集権付与」及び「専決処分の要件の見直し」とは相反する考え方でありますので、議会3団体からの支持も受けられないのではないかと考えているところであります。また、議会制度の根幹を大きく変えることになることから、その功罪を十分検証する必要があると考えておりました、議会3団体が統一した見解を見出してくださることを期待いたします。

次に、国道338号大湊バイパス整備促進の課題についてのご質問にお答えいたします。国道338号大湊バイパスの整備促進につきましては、宇曽利工区を初めとする残りの区間につきましても関係機関に要望してまいったところであります。宇曽利工区について、今年度は事業費が約1億7,000万円で、主に（仮称）公園大橋の下部工の工事を実施中であります、着実に事業の促進が図られているところであります。宇曽利工区を除く残りの区間につきましては、事業者であります青森県において今後宇曽利工区の進捗状況を踏まえながら検討していくとのことであり、予算以外特に問題があるとは伺っておりません。いずれにしても、早期完成を目指し、できる限り協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、予算がつかない背景には、国の事業ではあります、県の負担を伴うということも十分考えなければならないと考えております。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 柴田議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点目は、統合対象校地区の住民や保護者の動向把握についてであります、まず烏沢小学校について、本年6月28日に保護者との懇談

会を開催したところであります。懇談の結果は、賛否両論ありましたが、平成15年9月に開催したときと比べますと、子供の将来を考え、統合した際の通学方法はどうかといったような具体的な話し合いができ、一歩も二歩も前進したものと思っております。今後は、さらに学区内の町内会長さん方との懇談の場を設けることといたしております。

次に、大畑地区についてであります、旧大畑町教育委員会では、小目名地区におきましては、平成8年5月から平成11年2月までの間に計4回、関根橋地区におきましても平成8年5月から平成10年6月までの間に計3回の地区懇談会を開催いたしております。しかしながら、両地区とも賛否両論があり、地域が学校統合に理解したとは言いきれない段階であり、決定は早過ぎるとの結論に至り、その後懇談会等は開催されておりませんでした。したがって、大畑地区の対象校につきましても、今年度これから保護者との意見交換、そして学区内町内会長さん等との懇談を実施することにいたしているところであります。

また、川内地区につきましては、平成12年4月に畑、湯野川の両小学校が、平成15年4月には戸沢小学校がそれぞれ第一川内小学校と統合いたしております。今年度は、川内地区各小学校保護者に対しまして、統合についてのアンケート調査を実施したいと考えております。そして、調査終了後、同校保護者、地区内町内会長さん等との意見交換に入りたいと考えております。角違小中学校につきましては、今年度中に保護者、学区内町内会長さん等との意見交換、懇談をしたいと考えております。

2点目の対象8校の今後の児童・生徒数の推移についてでございます、各学校ごとに平成18年度から平成22年度までの5カ年の平均在籍数を申し上げますと、角違小学校約16人、角違中学校約

8人、第二川内小学校約16人、宿野部小学校約7人、蠣崎小学校約14人、烏沢小学校約24人、小目名小学校約4人、関根橋小学校約9人となっております。

3点目は、老朽校舎の課題解決に取り組むスケジュールについてであります。統合と老朽校舎につきましては、去る8月24日開会の第525回むつ市教育委員会において、むつ市学校統廃合計画並びにむつ市教育委員会施設等整備計画についてご承認をいただいたところであります。その内容を申し上げますと、まず策定の基本方針としては、旧市、町教育委員会が持っていた学校統廃合計画等を一たん見直し、それぞれの問題を整理したうえで教育の地域格差の是正、教育環境の均一化をテーマに複式学級の解消を直近の目標として、老朽木造校舎改築等の問題も含め、均衡ある統廃合計画を図ることといたしております。

具体的に申し上げますと、平成19年度には烏沢小学校、小目名小学校、関根橋小学校が、平成20年度には角違小中学校が、平成22年度には第二川内小学校、宿野部小学校、蠣崎小学校がそれぞれ統合の予定となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目は、川内地区での完全給食の実現の取り組みにおいて脇野沢学校給食センターの活用は考えられないかとのご質問でございますが、前回むつ市議会第184回定例会で工藤孝夫議員のご質問にお答えいたしましたように、現在完全給食を実施している第二川内小学校及び川内中学校を除いた4小学校の給食につきましては、できる限り早く実施できるよう検討を急いでいるところであります。教育委員会といたしましては、大湊中学校に併設されております西通り地区学校給食共同調理場や川内中学校の単独校調理方式の活用、さらには議員ご提案の脇野沢学校給食センターの活用も含めまして、円滑に完全給食を実施するために

はいずれの方法がよいか、総合的に検討し、早急に方針を見出していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 45番。

○45番（柴田峯生） 市長からの答弁で大体理解いたしました。また、教育委員会からも流れを伺いました。その中で申し上げたいのは、新しい原発のトリウムのことなのですが、今後ご検討、勉強会などお開きになるということなのですが、実は私の大先輩からこういうものがあるのだと、しかも国際原子力機関が11の次世代原発の中にこれが入っていると、しかもプルトニウムを完全燃焼する立場から、ぜひこれは日本として取り上げていくべきだと、こういう指導があったわけです。それで私も今回提案したわけですが、ただ一つだけ申し上げたいことは、中間貯蔵施設を除いて今までは六ヶ所の核燃、あるいは大間原発、東通原発といずれも隣接の二番せんじです。むつ市としては、やっぱりこれから原子力半島の中心になるためには、次世代の原発を誘致するという考えを持っていただきたいと思って提案したわけです。最後にそのことを市長からご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 電源地域振興センターというのがあるのですが、職員を1人派遣しております。ここでは、この種の先進的な研究をしている方などの講演もまた応援してくれるということになっております。私にとってもトリウムは高等学校の理科では習いました。しかし、トリウムがどういう性格のものであるかというのはよく承知しているわけではございませんので、そういうところに専門的な研究をなさっている方を依頼して、議会を中心にして職員、あるいは一般の方でも関心のおありの方などと一緒に勉強する会、あるいは小さな講演会といったようなものを開催するような

段取りをしたいと考えております。

○議長（宮下順一郎） これでは柴田峯生議員の質問を終わります。

11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

東 健而議員

○議長（宮下順一郎） 次は、東健而議員の登壇を求めます。35番東健而議員。

（35番 東 健而議員登壇）

○35番（東 健而） むつ市議会第185回定例会に当たり、今回私は新市の抱えている課題を3項目に絞り質問させていただきます。

まず、第1点目でございますが、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。今市長選が近づいてまいりましたが、郵政民営化の失敗から国民不在の衆議院が解散となり、8月30日告示、9月11日の投票に向けて、その選択肢として何ともしやこしい公約が発表され、国民がそっちのけにされ、落下傘だとか刺客だとかピンポイントだとか、今までの選挙とは全く異なった選挙戦が展開されています。国民もマスコミに翻弄され、踊らされているような選挙の様相を呈してまいりました。この結果がどのようになって出るのか、間もなく国民の審判が下りますが、国民の一人として大変興味を抱いて注視しているところであります。その後市長選が控え、本市ではダブル選挙とも言える状況になり、市民の関心も次第に高まっています。しかしながら、旧町村部の市民にとっては初めての市長選挙であり、だれに投票すればいいのか、まだ実感がわかないとの声も多く聞かれ

ます。これでは、投票率の低下が心配され、新生むつ市の運営に懸念が持たれているような気がいたします。

現在市長を初め立候補を表明している候補者は、市長を含めて4名ほどになるのではないかと報道されています。これからどのような展開があるのかはわかりませんが、選挙は水物とも申します。旧町村部を巻き込んだ新市初の市長選に先立ちまして、市長はこれからの市政運営についてどのような姿勢で臨むつもりなのか、ぜひ新市民が期待する将来展望を示しての戦いをしていただきたいと思います。

そこで、今新市の課題とされる重点事項を提起しながら、3点について市長の見解をお伺いいたします。また、答弁を市長選の投票の参考にしたいと思っている市民も多くいると思いますので、明快にお答えいただきたいと思います。

まず、第1点目でございますが、市長選の対応と雇用不安解消策についてであります。合併して約5カ月がたちました。しかしながら、私は市議としての経験に浅く、まだまだ勉強不足のため、行政側と議会への対応についていろいろと苦慮している状態が続いています。旧町村民の多くも激変している生活の面で、どうしてこうなったのかということに同化できず、思いがけないサービスの低下と雇用に対する不安に悩まされ続けています。ここまで経過し、私や旧町村民にまだはっきりわからないのは、今までの市長の経験や実績、そして市長の政治姿勢であります。

3月のむつ市議会第137回臨時会における所信表明や6月の第184回定例会での各議員方の質問に対するご答弁の中で、ようやく大ざっぱな考え方が少しずつではありますが、わかってまいりました。合併後の去る3月16日のことではありますが、臨時会の後、1回目の総務常任委員会が開かれました。その場で市長や理事者側の給与問題を審議

いたしました。市長の給料を20%減給するというので、私はその場で市長の財政再建に対する並々ならぬ決意のあらわれであるという姿勢を見て取りました。しかしながら、その後の一連の市長の発言を聞いていると、残念ながら財政が逼迫しているという理由で、すべてが逃げ腰の答弁に終始しているように感じられてなりません。新市民の代表としてこのままでいいのかどうか、再三疑問を感じざるを得ない思いをしてまいりました。私は、節約も美德のうちと申しますので、多額の累積債務を抱えている現況を考えると、仕方のないことかもしれないとも思ってまいりましたが、受け身ばかりに終始していると、仕事のない新市民の多くはますます苦しくなって追い詰められていくような気がして仕方がありません。出稼ぎに行ける人は、働けるからまだいい方です。

6月定例会でも申し述べさせていただきましたが、公共事業の減少で、町村部では全くと言っていいほど働く場所がなくなってしまいました。路頭に迷う人たちも出ています。外へ出ていけない人たちが雇用保険金をもらいながら生活を食いつなぎ、わずかな望みで仕事が出て再雇用されるのを今か今かと待ち続けて暮らしています。しかし、いつまでたってもお呼びがかからず焦燥感が漂い始めています。合併は、膨大な累積債務を背負うことになり、住民の声が行政に届かなくなり、サービスの低下につながるものと考えていましたが、予想以上にそれが拡大しています。私は、今までサービスの低下を防ぐことと住民の生活を守ることが合併後の市行政の最優先課題だと考えてまいりました。しかし、現状ではそれが置き去りにされてきたように思えてなりません。

6月定例会で私は、市長にもっと旧町村部の様子を見詰めていただきたいと要望もいたしました。それが目に見えるように改善されているとは思えません。私は、総体的に新市の将来ビジョン

に基づく活性化対策が緊急の課題だと考え、質問してきたわけですが、今旧町村部で抱えている緊急の課題は、繰り返しますが、言うまでもなく雇用対策であります。これを急がなくては生活費に事欠く人たちが出て、生活破綻、自殺者の発生など、取り返しのつかなくなる事態が予想されます。確かに市長は、雇用に対しての厳しさを厳粛に受けとめているという答弁をされましたが、しかしこれに対する市長の独自の具体的な対策、対案が全く示されません。私には、12月になれば財政再建プログラムを示すとご回答がありましたが、これはあくまで今後のことであり、選挙次第では市長は市長でなくなる可能性もあるわけです。市長は、6月定例会の答弁の中で、青森県企業誘致推進協議会などとも連帯を深めて誘致活動を展開してまいりたいと申し出ておりましたが、現在これとあわせた雇用対策を考えているのかどうか、進展があるのかどうかもわかりません。そこで、市長はどのような政策を掲げ、これからの市民の雇用不安対策について、その展望があるのか、これからの施策の対応をお示しいただきたい。

2点目といたしましては、今後の市政運営についてであります。現段階で市長も、これからの新むつ市をどのようにかじ取りしていくのか、大変悩んでいることと思います。我々議員も、その責任の一端を担っているわけですから、逃げるわけにはまいりませんが、今回は今後の市政を占う大切な選挙であり、大変いい機会であります。私も現在まで市長の豊富な経験と力量に期待をしてきた者の一人ですが、新市の方向性を決めるこの際に住民の不安をどうするのか、雇用対策をどうするのか、合併により本市の抱える課題が山積みされています。そこで、今国会でも話題になっているが、多くの自治体選挙に際し見られるように、本市でも公約マニフェストを市民に示す必要があ

ると私はと思いますが、市長、いかがでしょうか。

3点目といたしまして、サービスの低下と活性化対策についてであります。合併して旧町村部の景気が後退し、そしてサービスや活力の低下には目に余るものがあります。旧町村部では、町民参加型の町民運動会、老人運動会などがなくなり、消防の観閲式がなくなりました。また、唯一の地域の広報紙であります町報がむつ市の広報「市政だより」にかわり、議会だよりもなくなり、直接の情報が失われました。驚くほどのないないづくしが顕在化しています。地域での情報が全く市民に伝わらなくなってしまいました。これとともにシルバー人材センターや教育委員の消滅、そしてまちづくり委員会などの消滅は、それに携わってきた人々の使命感、そして張り合い、生きがいさえ奪うことになってしまったと思っています。行政に協力し、多くの課題に携わっていた人員が削減されましたが、唯一農業委員だけが残されました。農業人口が激減している現在、これさえも将来どのようにしていくのかわかりません。財政再建には、引き締めが必要なのはわかりますが、今長年町や村を支えてきた市民の、とりわけ功労者と言われているお年寄りたちは年金の縮小、医療負担の増大、増税など、生活が苦しくなった現状から、小さくなって暮らしています。旧町村部の役場職員も、今後5年間、毎年のごとく減員になっていきます。市部には、旧町村部の職員が集められますので、大きな変化がないと思いますが、旧町村部ではこれから職員の減少とともにますます活力が失われ、衰退していきます。今まで何げなく暮らしてまいりましたが、総じて行政サービスは住民にとってこんなにも大きなウエートを占めていたのかと非常に驚かされているところがありますが、合併前、行政側の説明では、合併すれば行政規模が大きくなるので、これ以上のサービスの低下はないだろうという説明を受けたことが

ありました。その期待が見事に外れ、ますますの退潮傾向に旧町村部出身の議員として、この先市民の生活がどのようにになっていくのか、大変心配であり、市民にどのように対応すべきか、苦慮せざるを得ません。

そこで、これからの地域の人たちの親睦を醸成し、活性化させる一つの方法として、地域住民総参加型の町民運動会の復活や、少なくなっている川内管内の小学校の子供たちを全部集めて合同運動会を開催することを提案したいと思います。市長、いかがでしょうか。住民が心配しているサービスの低下と地域の活性化対策に今後どのように対処していくつもりなのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、2項目の質問であります。教育委員等各種教育行政関係委員についてであります。その1点目といたしまして、委員の資格と選定基準についてお伺いいたします。旧むつ市の基準に照らし合わせて不補充で市部の方々に委員をお願いしているものと思いますが、現在新市は四つの自治体の合併体であります。おのずから考え方も異なり、町村部の実情に応じた対応も考えていかなくはならないものと考えます。市部の委員の方々に旧町村部の問題を議論させるには、やはり何らかの無理が生じると思います。過日事務局に依頼し、いただいた資料によりますと、旧むつ市にはいろいろな委員の方々がおるようですが、その中に旧町村部の委員が全く見当たりません。現段階で任命には資格や委員の登用基準などがあるのかどうか、人数に制限があるのかどうか、お伺いいたします。

2点目といたしまして、委員は広範囲から登用をとということであります。合併により教育や文化財審議などの問題も広範囲になりました。本市では、市政運営の一環として公民館運営審議委員、少年教育指導委員、図書館協議会委員、体育指導

委員、教育委員、社会教育委員、文化財保護審議会委員などがあるようですが、この中の委員を見てみると、どうも市部についてだけの委員のように思われて仕方ありません。今議会に一部について合併したことによる定数増加の提案がされてはいるものの、現在の委員の人選が市部中心になり、町村部からの登用は大畑からの教育委員1人と、川内からの少年教育指導委員1人しかいない。すべてが市部中心になっています。このような市部中心の選任がもっとあると思いますが、これが編入合併の弊害と受けとめざるを得ません。これでは、悪く言うと地方切り捨てと思われるでも仕方のないことであります。

委員の話題から少しそれますが、9月5日に行われた防災計画についても、県主催という事情はあるにしても、市部だけが対象になり、町村部ではその計画がないようであります。旧町村部では、必要ないようだとおぼれ、置いてきぼりにされているような印象が持たれています。にぎにぎしく大規模なものでなくても、巡回による何らかの手だてはないものでしょうか、市長。合併後、何でも市部中心になって、人も市部に集められ、市部だけが栄え、旧町村部の計画が切り捨てられていくようなことがあってはなりません。このような計画を見ていると、旧町村部ではやる必要がないのかといういびつな考えが住民の間から出てくるのは当然ではないでしょうか。もっとも市社協での計画は、従来どおりに実施される予定で結構なことだと受けとめてはいますが、やはり何らかのご配慮が欲しい、そのように思います。

もとに戻りますが、以上のことから、旧町村部には全く人材がないような印象を受けます。旧町村部には、今までの町や村を支えてきた有能な人材がおり、旧町村部の人間でなければわからないこともあります。これからの新市の将来を考えた場合、旧町村部の委員の意見も聞く必要がある

とともに、もっと全市的視野に立ち、広範囲な人材の登用に議論を深め、偏ることのない行政運営を進めていく必要があるのではないかと思います。これらの教育委員や各種の委員は旧町村部にも範囲を広げて選任するべきではないかということでございます。

次に、3点目でございますが、学校行事への教育委員の参加についてでございます。2番目の質問の延長になりますが、関連して質問させていただきます。

前回の議会で川内の徳議員から、各学校の行事に市長のメッセージを届けるようにしてはどうかという質問が出されました。市長もそれに応ずるといふ答弁をいたしました。しかしながら、それだけでは余りにも心もとない感じがいたします。

ことしの町の入学式や小学校の運動会についてであります。市からも教育委員会からも川内庁舎からも参加がございませんでした。これは、町の歴史を振り返ってみても、今までにはなかったことであります。何を差しおいても激励に駆けつけるべきであったのではと思っておりますが、子供たちとともに大変寂しい思いをいたしました。卒業式や入学式、運動会などは、各学校で開催日が同じになるのが大方の常であります。事情はわからないわけではありませんが、このようなときに臨時的にでも旧町村の旧教育委員を配置すれば、いろいろな重なる学校行事に対しても適切に対応できるのではないかと思います。このような配慮も必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。予算的な問題もありますが、これからの少子化の教育行政のいろいろな問題を考えるとき、子供たちに対する思いやりや温かさが失われ、見放されたような冷たさが残るような教育に対する対応のまずさは看過されるものではありません。どのような形でも子供たちの教育に対して、まず行政側の真剣な対応を示すべきであると思

ます。教育委員や関係者の学校行事への参加に対する対応について、教育委員会ではどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、3項目めについてお伺いいたしますが、アスベストの使用についてでございます。まず、1点目といたしまして、過去の使用を特定できるかということではありますが、合併して現在廃屋になった学校や公共の建物などがあると思っておりますが、その調査がされているのかどうか。川内でも現在廃校になった学校が3校あります。大畑にもあると思っております。特に脇野沢地区では、小学校の統合がなされ、地区ごとにあった小学校が今なお解体されずに残っていると聞いています。

私は、20年から30年ぐらい前のことになりましたが、九艘泊地区の小学校の新築で電気設備を手がけたことがあります。また、いろいろな施設にも携わらせていただきました。脇野沢の温泉施設も手がけましたが、薄れていく記憶をたどっていくと、鉄骨や階段、機械室などの露出していた部分に石綿が吹きつけられていたのをよく覚えております。ここまで来て、どことは言えませんが、斎場や水源地などの建物などにも使われていた記憶があります。取り壊されて新築されていれば心配ないのでありますが、最近アスベストが使われているところがどんどん出てきています。現在使用されている公共の建物は調書が提示されていますが、そればかりではなくて、現在使用されていない建物や附属施設についてもアスベストが使用されていなかったかどうか、至急調査をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。また、それらはだんだん老朽化していきます。解体時期を迎えているところもあると思っております。そこで、これらの石綿拡散防止対策はあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、2点目といたしまして、患者の把握と今後の対策を示せということでございます。公共施

設などで使用されている石綿、アスベストですが、今中皮腫や肺線維症、石綿胸膜炎、びまん性胸膜肥厚などの病気を併発し、大問題になっています。中でも最近クローズアップされてきた青石綿がかなりの毒性を含んでいるとして、その使用商品などを挙げて使用中止を訴えているところも出てまいりました。そこには、身近にあるPタイルや建築で使用されている外壁、軒天などにも使われているようでもあります。

これらのアスベストは、1986年にILOで禁止しようという動きがございました。日本でも一時的ではあるが、禁止しようという動きがあったように記憶しています。しかし、どういうわけかそれが禁止されずに使用され続けてまいりました。環境省では、慌ててその対策に乗り出したようではありますが、禁止措置についてははっきりと回答が出ていない、2006年までアスベスト製品の売買が継続されるものもあると聞いています。環境省では、規制に乗り出したが、ホームページを見ると、石綿製品の新規採用も今後続くようであります。

市長も認識しているとおりですが、空気中に飛んでいる石綿粉じんを吸い込んだ場合、人の体内、特に肺にそれが残り、10年から30年でがんになるということでもあります。アスベストは、工事のときばかりが危険なのではありません。地震が起きたり、解体のときにも粉じんとなり、周囲に拡散するようでもあります。本市でも解体時期が来ている公共施設もあると思っておりますが、至急調査し、対策を急ぐべきであると思っております。また、本市の中に現在この影響をこうむっている患者が出ているのかどうかお伺いいたします。危険の予防と防止の観点から、広報により市民に周知徹底を図るべきと思いますが、市長、いかがでしょうか。また、本市としての今後どのような対策を講じていくつもりなのか、お伺いいたします。

以上、3項目の質問に対し、市長の答弁を求め、最初の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 東健而議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、市長選挙への対応ということで、お話を伺っていますと、応援演説なのか、対抗演説なのか、判別するのに苦労いたしますが、どちらであってもまじめにお答えをすることにいたします。

雇用の面では、昨日も大澤議員のお尋ねにもお答えしておりますが、私どもはある意味では国が進めている施策、県が進めている雇用対策のための施策、そして何よりも市が発注する工事をふやしたい、このことが一番具体的に、現実的に効果のあるものであろうと存じます。本来は、これは民間の仕事を補うということではいけないのでありますが、ただ一般的な民間の家屋の新築の需要が少しずつふえてきているということに着目すれば、それはそれで一つの雇用対策が実りつつある、経済的な活力が地域に生まれてきつつある、ふえつつあるというふうに考えてよしいかと思うのでありますが、そういうことも含めまして、私どもは一般財源を確保すること、このことが少しずつであっても、いわゆる公共事業を発注することによって地域の経済に貢献することになるのではないかと、あるいは役所で使うさまざまな物品を購入することも、またそれなりの経済効果を生んでいるだろうと。しかし、これはむだ遣いにすぎようなものはできないわけですから、目に見える形ではあくまでも事業を進めているよということがとりあえず安堵の気持ちをつくり出すうえで必要だろうと思います。でありますから、私どもは今本当は心の中ではいろいろ、いろいろしているのですが、中間貯蔵施設を早く推進して

もらいたい、こういう考えであります。

ご承知のように、電源三法交付金は一般財源的に使うことができるようになりました。その一般財源を活用して別の公共事業を出すことができるという、三段論法的に考えればそういうことが可能になってきているわけありますから、初年度9億円をわずか超えるだけの額でありますけれども、それとても全くないところから生まれてくる財源でありますから、こういうものを有効に活用した事業展開をしていきたいと。2年目、3年目になりますと、それぞれ上乘せされてまいります。そういうことにも期待をしておりますし、あとは普通交付税、特別交付税をどうやって確保していくか、あるいは国の交付金、県の交付金をどうやって確保することによって事業を確保するかという、そういう面で市としての雇用対策は、それが限界でありましょう。あとはハローワーク等が中心になっておりますさまざまな施策の中で、今のニートでありますとかフリーターといったような、実は仕事を与えたくて人たちに結構仕事があるのに就職活動を一切しない、親御さんがとにかくすねをかじらせるにいいだけかじらせているというような状況が問題になりまして、イギリス、フランスでは、これに対して国が乗り出して対策を講じているようではありますが、我が国はまだそこまでいっていないという状況の中で、国を挙げて、地方もそれに力を合わせながら取り組んでいくということが必要であろうと考えます。とりあえずカンフルは、我々が公共事業を発注することですとすることが最終的には答えになるのではないのでしょうか。

マニフェストを示して選挙をやれというお話でございますが、国政レベルの選挙の中でマニフェストが扱われております。もちろん地方自治体でもマニフェストをつくってやれと。それを指導しますという団体も出てまいっております、私に

も勧誘が来ております。しかし、すべてのマニフェストは、その根底にあるのは財政であります。それ以外のことはマニフェストをつくらなくてもこのような議会の席でありますとか、あるいは私も選挙を控えているわけでありましたが、そういう場で申し上げる、あるいは選挙の公報などで申し上げることなどでマニフェストに近いものを、政策綱領でありますから、そういうものはお示しできるとは思います、裏づけになる財政が今先行き、お先真っ暗という状況の中で、どんな格好のいいマニフェストをお示ししても、夢を抱いていただくことはできるかもしれないけれども、後であのマニフェストは何だったと言われるだけのことにしかならないのではないかと。マニフェストをつくる努力の方がむなしくなってしまうのではないかという思いを私はずっと抱いてまいりました。

特にこの3年間、ある種の選挙がございました。参議院があったり等いたしましたけれども、マニフェストと言われたことがどのくらい具体化されているか点数をつけてみますと、恐らく合格点以下だろうと、そう申し上げて間違いではないような気がいたします。ましてや地方自治体の選挙の中でマニフェストをつくるということは非常に困難な時代。平成14年対平成15年の交付税が20%減らされた、さあ平成15年対平成16年度はどうだった、平成16年対平成17年度でどうだった、平成16年対平成17年では減らしていない。だけれども、選挙が終わって平成17年対平成18年度の予算編成でどうなるか。基本的にゼロシーリングであると言っています。こういう国の地方財政計画の精神をマニフェストという形であらわすことは、私は無謀きわまりないと申し上げてもよろしいかと思っております。それよりも、このような方針でやる、ない金でも苦労して絞り出してでもそういう事業を展開しましょうよ、そういうことに対してご理解をお願いしたいと申し上げる今までの在来型の

選挙方式の方がより有権者にとってはわかりやすいのではないかという考え方を持っておるものであります。

それから、先ほどお話の中であった部分的なことで大変申しわけないですが、私の給料は25%カットしております、20%ではございませんので。とりあえずことしの9月までの条例になっておりますけれども、そういうまず隗より始めよという気持ちでやってまいりました。助役以下のいわゆる五役と言われる立場におりますそれぞれの立場の者も、20%は助役で、収入役が15%というカット率であります、そのことが職員の士気に影響しないようにしなければならないという反面もございまして、ただ減らしているということを自慢げに申し上げる気持ちはございませんが、その気持ちはおわかりいただきたいと思っております。

今後の市政運営ということについて考えますと、私は合併を軌道に乗せるということが何よりも重要、重大、そして道を誤ってはならないと。東議員のご質問の趣旨も基本的にはその部分に集約されるというふうにお伺いいたしました。これは、行政サービスが低下しているのではないかと、この点にまた凝縮されているというふうにお伺いしましたけれども、これまでそれぞれの町村が進めてきた行政あるいは施策がなくなったりやめられたりしているのではないかと、行政サービスが低下しているのではないかと、こういう観点からのご発言でございましたけれども、すべてが合併を順調に乗せる、そのための一番の骨格、背骨になるのは財政再建ということであろうと考えますので、合併初年度は極めて厳しい財政環境にありましたので、初年度の事業については、いわば超緊縮財政という形でやってまいりました。この超緊縮財政をしかざるを得なかった理由の基本には、むつ市の経営健全化計画というものがございまして、こ

とし3年目になりますが、これが今徐々に効果をあらわしつつあり、いわゆる不良債務の減少にも成果を上げつつありますし、部分的に見ますと、黒字が生じてきている状況もございますので、それらと並行して市全体の財政計画を健全化に向けて努力をしてみたい。その中には、痛みを伴う部分があることは、まことに残念であります。これはこういうふうな申し上げ方をせざるを得ないということをご理解願いたいと思います。そして、行政サービスを低下させるなというご意見については、議案第179号でご審議をいただいております「むつ市過疎地域自立促進計画」によって旧川内町、大畑町、脇野沢村の3地域住民のニーズにこたえながら均衡ある発展を図っていかねばならないという、このような考えを持っておるものであります。

合併した4市町村が豊かな自然環境を有する旧町村地域と下北地域の中心都市である旧むつ市が産業、文化、資源などそれぞれの地域特性を生かし、有機的に結合することで市全域が一体的に、そして均衡ある発展が可能であるようにするべきであると考えております。このような状況の中で財政が非常に厳しい。しかし、地域の中で活動する団体やイベントなどへの支援方法については、補助金適正化の観点から十分検討を加えて、どちらかという平成17年度予算では減らすことという努力をしてみたいことは事実であります。しかし、それが地域の活力の基になっているものであるとするならば、平成18年度予算編成に当たっては慎重にご意見を伺ったり、旧役場庁舎内の意見を聞いたりして、これをどう活力のあるものに変えていくのかという配慮は加えていかねばならないと、こう考えておりますので、行政と各イベントを実行していただきます団体との協力関係も強化したいと。ただし、1年間休んでしまっ、その団体の力が落ちていくということである

と困りますので、その辺にも目配りをいたしながら、長い伝統を持つものについては新しい考え方を注入してまいりたいと存じておるところでございます。そういうことをするために、旧役場庁舎内には各部直結の担当課を配置したり、情報基盤の整備や公共施設の有効利用などを図ることとしておりますし、今議会でご審議いただいております過疎地域自立促進計画についても住民福祉の向上や地域における格差解消などを図るため、財政状況を勘案しながらではありますけれども、できる限りの事業を盛り込んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

東議員からご指摘のありました近隣の小学校を全部集めて合同運動会の実施については、教育委員会では学校行事を通じ、地域住民の親睦を醸成し、活性化させることは有意義であることから、実施の可能性について学校側と協議してみたいということでありました。なお、教育委員会からはむつ下北小学校陸上競技大会がむつ下北全域の小学校参加のもと、7月上旬に開催されており、合併を機に旧むつ市で実施していた「むつ市小学校音楽祭」や「むつ市お話し大会」を全学校を対象に開催することになると、そういうふうに聞いております。地域の活力を取り戻すのではなくて、地域の活力を維持するために各地域の特性を生かしたイベントも大切ではありますが、合併後における地域の一体感の醸成を推進するような住民の交流や連携を目的とした全市的なイベントも必要であると考えております。

その中で、これはご意見としてではなくて、ご意見を支えるための材料としてちりばめられておりました幾つかのお言葉がございました。議会だよりが廃止になったのではないかと、職員数が減るのではないのかというようなことがありましたが、議会だよりについては議会の要請があれば、これは当然予算的な措置は考えなければなりません

し、職員数がいきなり減るということは、今のところ考えておりません。その他の細かい話題をちりばめられましたので、どの部分にお答えすればいいのか、少し迷ったところもございますので、とりあえず今のようなことで答えとさせていただきますと思います。

次に、当方では教育長が答弁することになっているのですが、ご質問の内容が委員の資格と選定基準というような趣旨でございますので、議会に提案する者は市長でございます。地域バランスを考え、そして教育委員としての力、資質、それからもちろん人間関係等まで目配りをして進めてまいりたいと。ちょうど3月31日で前の教育長が辞職いたしましたので、大畑地区から1人ご推薦をいただきました。川内、脇野沢地区についても、教育委員をむつ地区にだけ偏在させるのはおかしいのではないかというご意見がございました。そのようなご意見には私は素直に耳を傾けていかなければならないと思っておりますので、そのような考え方で提案権を行使することが10月20日以降もできればと、そう思っているところでありますので、そのようにご理解いただくことをお願いしたいと思います。

防災訓練、何だ、むつ地区だけでやったではないかということではありますが、これは今まで一度も防災訓練をやったことがないのであります。ことし初めてむつ市の防災訓練でございました。当初計画したのは、これは国民を守る法律の関連で自衛隊、それからもちろん市はそうではありますが、それから消防署、消防団、警察、その他赤十字等の団体を含んだ、しかし県内では単独の自治体で行う防災訓練としては最大の参加人員であったわけでありまして。本当は、議員各位の中ではごらんいただいた方もいらっしゃると思うのですが、多くの団体からも、それこそ合併してでき上がったまちでありますから、それぞれの地域からも参加

していただくのが本当であったかもわかりませんが、来年度、今度は県の総合防災訓練がございまして、そういうことに対してはまた市の金をつまむよりも県の金でやった方が、これは立派なものができますから、そちらの方にひとつ多くの地域の皆さんにも参観をしていただいたり、これは現場がかなり広がります、6カ所ぐらいに広がります、8年前に行ったときには、ほとんどむつ地区内だけでありましたけれども、今度は山林火災でありますとか、橋が壊れたところを自衛隊の車両が橋をかけて渡すという訓練だとか、非常に大がかりなものになりますので、むつ市全体に使ってもらえるようなことになるのかなという考えで今準備に入ります。その際には、大規模なものになっていこうと、こう考えております。

それから、教育委員会の各種教育行政関係についてのご質問には、議案との関連もございまして、教育委員会の方から答弁があります。

次に、アスベストについてのお尋ねであります。これは特性から説き起こす答弁書になっておりますので、申し上げます。そこは略して、ポイントだけお答え申し上げますことにしたいと思います。

現在問題にされております吹きつけアスベストは、昭和50年、原則禁止となって以来、平成元年ごろまで岩綿にまぜて使用されてきたとされております。ご質問の過去の使用を特定できるのか、早急に調査すべきであるとのことについてであります。さきに資料提示いたしました公共施設は、石綿が含有されている疑いのある施設でありまして、それ以外の施設においても設計図をもとに現地確認を実施したところであります。

また、含有されている疑いのある16施設については、現在石綿含有の分析調査を依頼しているところであり、その結果により使用施設の特定はできるものと考えております。

次に、解体時期を迎えつつある建物の石綿拡散防止対策についてであります。議員ご指摘のとおり、今後石綿含有された天井材、壁材、床材等建築材料が盛んに使用された時代の建物の解体、改修を迎える時期にあります。解体または改修時に飛散し、作業従事者や周囲の住民等に暴露を引き起こす可能性が懸念されるところであります。このことから、厚生労働省においては「石綿障害予防規則」を制定し、平成17年7月1日から施行されているところであります。

その主な内容は、「石綿等を取り扱う業務等に係る措置」を定め、「アスベスト含有の事前調査」及び「飛散防止措置」を規定し、周辺への粉じんの飛散防止、または解体工事従事者の粉じんの暴露防止を規定し、被害を防ぐこととしておりますことから、今後は規則に準拠した処理方法で対応してまいらなければなりません。

次に、ご質問の2点目の患者の把握と今後の対策についてであります。基本的に病院、診療所等のカルテの保存期間は5年です。ただ、私のようにむつ総合病院にかかっている年数の長いのは、昔からのカルテはこのくらいございまして、その中には調べればどうかわかりませんが、そのようなカルテが保存されている状況のものを、しかし患者数、カルテが保存されている数が2万、3万ということになっておりますので、現在のところむつ総合病院、川内病院、大畑診療所、脇野沢診療所に確認しましたところ、アスベストの影響による通院患者はありませんということですが、これはあくまでも現在の状態でありまして、過去のものについての調査はされておらないところであります。そして、青森県健康福祉部保健衛生課によりますと、アスベストに係る健康相談が8月18日現在65件寄せられていると聞いております。

次に、吹きつけアスベストが使用されている施

設の今後の対策についてであります。石綿含有の分析調査を依頼しておりますことから、その結果により対策が必要な施設については「石綿障害予防規則」で規定されている3種類の対策方法のうち各施設における使用状況により、それぞれに適した措置を検討してまいり所存であります。また、飛散が見込まれる3施設においては、現在使用中といたしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 東議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、教育委員会には教育委員を含め社会教育委員、文化財保護審議会委員、体育指導委員、少年教育指導員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員と七つの審議会等が設置されております。ご質問の第1点目でございますが、それぞれの委員の資格と選定基準についてであります。まず教育委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で人数は5人と定められているほか、資格要件につきましても任用基準が定められております。

次に、社会教育委員等の委員につきましても、条例や規則で人数、委嘱等に関する運営基準を定め、さらに円滑な運営を図るため学識経験者、各種団体からの推薦等の選定基準を定めて運営しているところであります。

ご質問の2点目、委員は広範囲からの登用についてであります。議員ご承知のとおり教育委員は、平成17年4月1日に旧大畑町から1人任命されております。また、図書館協議会委員は本年5月から、少年教育指導員は本年7月から、体育指導委員と公民館運営審議会委員は本年9月からと、改選するときには旧町村から1人だけでなく複数の委員を委嘱しているところであります。今

後におきまして、社会教育委員は本年10月から、文化財保護審議会委員は本年12月からと改選するときに改選時における委員の委嘱につきましては、旧町村の特殊事情等を勘案、尊重し、合併による弊害とならないよう広範囲に旧町村からも委員を選任してまいる所存であります。

ご質問の3点目、学校行事への教育委員の参加についてであります。議員ご指摘のとおり、教育委員が学校行事に参加することによる教育効果は、十分認識しているところであります。しかしながら、合併に伴い、学校数が32校と増加しましたことから、すべての学校への対応は困難な状況になっていることも事実でございます。しかしながら、今後は各教育委員の調整を図りながら、可能な限り出席できるよう、またどうしても教育委員が出席できない場合におきましては代理者が出席できるなど、その体制を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 35番。

○35番（東 健而） 私は、本当は市長を困らせたかと思ひまして、いっぱい再質問を用意してきたわけですが、それがすべてむだになってしまいました。

ただ、1点だけ要望しておきたいと思ひます。それは、アスベスト問題でございますけれども、このアスベスト問題では、市民はまだ危険性を十分承知していないわけでありまして、です。この危ない、危険だ、例えばどういうふうなところに行けば危ないのか、そういうふうなものをもっと周知して、徹底した周知活動をしていただきたいと思ひます。それを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、東健而議員の質問を終わります。

午後 1 時10分まで昼食のため暫時休憩いたします。

午後 零時 0 8 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

澤藤一雄議員

○議長（宮下順一郎） 次は、澤藤一雄議員の登壇を求めます。49番澤藤一雄議員。

（49番 澤藤一雄議員登壇）

○49番（澤藤一雄） 昨日をもって満6カ月になりました1年生議員の澤藤でございます。大畑の皆さんの願いを胸に、先輩議員の皆様方のご指導をいただきながら、むつ市議会第185回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。杉山市長には、5期20年の任期が満了することに伴う10月2日執行のむつ市長選に6選を目指して出馬されることが確定しておりますが、その高い識見を持ってこれまで積み重ねてこられた遠大な計画をいよいよ結実させるべく検討されることを心からお祈りを申し上げます。

市長におかれましては、この20年にわたってむつ市の発展を期とし、日々これを実践して現在があるわけですが、旧田名部と大湊の間に位置する中央地区に大型店が林立し、車社会の進展と相まって、下北半島という地理的条件に恵まれ、むつ下北地域の消費者を一手に引きつけ、まさに一大発展を遂げ、さらなる発展に向かって競争を続けているわけでありまして。一方で日本全国が抱える問題であります。中心商店街の衰退、空洞化が言われて久しく、どこの自治体でも中心市街地の再生、活性化が課題となっているのであります。むつ市も、また例外でなく、むつ地区を初め旧町

村地区のいずれも同様の問題を抱えているのであります。これまで市役所や病院、学校、福祉等公営住宅等の公共施設は地価などの問題もあって郊外へ、郊外へと整備されてきました。何のことはない、中心地が寂れるように寂れるように、日本じゅうの行政が結果として誘導してきたのであります。

大畑町が平成12年度、平成13年度で策定した大畑都市計画マスタープランでは、空洞化した中心市街地に居住とにぎわいを取り戻すために中心地に教育、文化、福祉施設等を含む公共公益施設を集中的に整備し、高齢者住宅や商業施設を複合的に配置することで車に頼らない生活が可能となること、こうしたいわゆる町中居住のためには無秩序に開発が進むスプロール化現象、これは郊外の農地等に住宅などが自由に建設されるいわゆる虫食い状態に開発されるという意味ではありますが、こうした開発を食いとめることで1件の家が建っても道路の整備や水道の供給、除雪のサービスが必要になるという、従来の行政からの転換を図るためにも、乱開発規制のための法令整備が必要になります。このことによって、中心部に集中的にインフラ整備や行政サービスの提供ができることで行政コストの低減が図られることから、コンパクトなまちづくりがうたわれています。これは、市民グループが平成9年、当時の川端町長ともども旅費自分持ちでカーメル、ポートランド、モントレイなど、アメリカの先進地を視察し、サステナブル・コミュニティー、いわゆる空洞化しない持続可能なまちの調査研究を重ね、住民参加のワークショップ方式で策定されたものであります。アメリカは広い国でありますから、何もなしどころに議論や理想に基づいてディベロッパーによってまちがつくれる。そこに住む人も選別されるようではありますが、日本は狭い国でありますから、コミュニティーを守りながら既存のまちを

どうすれば再生できるのか、大畑をモデルにしたものであります。

平成14年には、青森市で開催された北方都市会議で、やはり同様の趣旨のコンパクトシティーの構想が打ち出され、都市計画の方針になっていたのであります。8月17日の新聞報道によれば、国土交通省や経済産業省など、国もやっと中心市街地活性化法など、いわゆるまちづくり三法の抜本的な見直しに着手したとありました。人口がふえ、まちが広がる時代の郊外拡散型の都市構造から、高齢化と人口減少時代に合わせて中心地回帰へと大きく転換したのであります。むつ地区では、市長のご努力ですばらしい公共施設が整っておりますが、市役所庁舎は職員数の増加や、昭和43年の十勝沖地震等によって一部が壊れるなど、時代の変遷を経て今日の姿になっていると思いますが、使い勝手がよくないのは、市長初め市民の皆さんや職員の皆さんも同様であろうと思うのであります。3月の合併によって新むつ市が誕生し、行政組織が肥大化し、下北郡内の市町村の意向にもよりますが、今後も合併が進めばさらなる職員数の増加が予想されます。

このような状況のもと、将来的には庁舎の新築も考慮に入れる必要があるかと思えます。中心商店街のにぎわいを取り戻すためには、まさかりプラザや産業物産館など、観光客を誘致するイベント施設や、それによる連続したイベントも有効なようでもあります。市民の皆さんが日常的に必要なとする役所や医療施設などの公共施設がより効果的なのであります。さらには、デイサービスセンターや高齢者集合住宅と商業施設の複合的な整備など、高齢者が安心して生活できるエリア、商業と福祉が循環する地域として整備を進める。一気に解決することはできませんが、老朽化等で公共施設の改築が必要になった場合は中心地に移転するという戦略が必要と考えるものであります。

す。市長のご見解をお伺いします。

次に、行政運営についてお伺いします。初めに、支出伝票の処理についてであります。債務負担行為に係る伝票処理について、各庁舎ではパワー財務と呼ばれるソフトで処理をしているようですが、まずコンピューターで伝票を作成し、プリントアウトして決裁する。さらに、フロッピーディスクに書き込んで、本庁主管課に伝票とフロッピーディスクを届ける。本庁では、フロッピーディスクを読み込んで、親会計によって伝票をシステム上で作成し直して処理するということがあります。起票や確認月日の処理等、事務的に煩雑になっていると言いますが、実態はどうなっているのでしょうか。

ほかに、消耗品については事前に管財課への打診が必要であること、防犯灯など電気料を例に挙げれば、電力会社ではコンピューター処理で、例えば1,180本の電灯分を1件として請求書に合計金額が記載されているものを60枚の帳票1枚づつ手計算で小計を記載させることで間違いを誘発するなど、人的、物的に大きな損失ではありませんか。早急な改善が必要と思いますが、改善の考えがあるかお伺いします。

次に、下水道事業に関するところであります。下水道に係る排水設備確認申請書については、下水道課及び各庁舎の双方で受け付けし、審査は下水道課、完了後の検査は各庁舎となっており、完了までに書類のやりとりが多く、煩雑で、確認通知まで1日か2日であったものが合併後は1週間以上もかかると言います。また、この申請書について、納税証明書と受益者負担のコピーの添付が合併後から必要になったと言いますが、役所の中で確認できるものまで市民に負担を求めるのはいかがなものでしょうか。市役所に提出する、申請するものについて、ほかにもこのようなケースがあるのでしょうか。これらの問題について、改善の考えが

あるかお伺いいたします。

排水設備等工事指定店に関するところであります。大畑町において平成15年12月18日に指定を受けた業者が、完了届の提出遅延や完成図書の不備、逆勾配の配管工事を指摘されて工事のやり直しが数件、排水設備等工事計画の確認を受けずに4件の工事を行うなど、指定店として不適格と認定されて、平成16年10月26日、指定の取り消し処分を受けた経緯があります。この業者の営業活動の中で、20年も前に故人となられた方の名前で作成された仮契約書を持参した例もあると聞いています。大畑町が平成17年3月14日にむつ市に編入合併したことから、むつ市の指定店であるこの業者は現在は大畑地区でも営業しているわけですが、旧むつ市では何の問題もなく業務が行われてきたのであります。これまでの経緯をお知らせください。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 澤藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、中心商店街の再生についてであります。つい先ごろ総務省の人口推計調査で日本の総人口が前年に比べ2カ月連続で減少したことから、日本は既に人口減少社会に突入したとの報道がありました。これまでの地域の活性化施策は、人口増を目的として居住空間を拡大する方向で進められてきたわけですが、これからは限られた人口、または人口が減少していくことを前提としたより暮らしやすいまちづくりが求められる時代になったと言えます。

特に、地方都市において自動車の利用を前提とした郊外への商業権や居住権の拡大が顕著であり、むつ市においてもこれから訪れる少子高齢化社会において、暮らしやすいまちづくりの障害と

なりかねない要因を擁していると認識しております。中心市街地の空洞化は、市街地の拡大によるインフラ整備や、その管理に要する財政的な負担を招くだけでなく、何よりも住民の地域への愛着、誇り、また地域コミュニティや固有の伝統、文化の維持を難しくするものであります。そういう中で、ヨーロッパの歴史的都市の形態をモデルに都市の再生を図ろうというのが「コンパクトシティー」の考え方で、いろいろな手法があるようですが、都市形態をコンパクトにし、密度の高い交通ネットワークにより中心地への定住を図り、スプロール化を防いで水準の高い都市経営を目指すものと理解しております。

住民の福祉には、コミュニティとしての潤い様が大切であり、これは物理的なまちの構造により大きく影響されるものでありまして、「コンパクトシティー」がすべての問題を解決するわけではないと思いますが、今後の国の基本的な政策は、その推進の方向に向かうと考えられております。

新市は、海岸沿いにまちが点在するという都市機能を集約して維持していくには、地理的に非常に不利な状況にあるわけですが、それぞれの地域のこれまでの歴史的な背景や特性を生かしながら、新市としてどのような均衡あるまちづくりを目指していくかは最大の課題でありまして、今後の施策の中で最も意を尽くしていかなければならないことと考えております。

新市まちづくり計画を基本とし、都市形態の明確なビジョンのもと、今後のまちづくりを進めていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、まちのシンボリックな建物として、庁舎をもっと合理的なものにしると、こういうご意見も加えていただいておりますが、今のところ財政的にとてもその余裕がないということは、もう私は申し上げたくない気持ちでございますけれど

も、ご理解を願いたいと思います。

次に、伝票処理につきましては、企画部長から答弁がございます。

下水道事業についてのご質問であります。さきに排水設備指定工事店についてありますが、議員お話の指定工事店の経緯につきましては、平成15年12月18日に旧大畑町の指定工事店として指定され、18件の排水設備工事を行ったものの、平成16年8月27日に2件の未申請工事が確認され、3カ月の指名停止処分を受け、さらに平成16年10月26日には、指名停止中に未申請工事が確認されたため、「大畑町排水設備指定工事店の指定の取り消し等に関する要綱」に基づき指定取り消しとなったものであります。しかしながら、旧むつ市、旧川内町におきましては、平成17年3月14日の合併まで問題なく営業しておりましたことから、新むつ市におきましても指定工事店として指定されたものであります。これは、旧各市町村で指定されておりました工事店が新むつ市では市全域での事業展開を可能とするため、旧各市町村で営業していた業者すべてに配慮したものであります。現在むつ市には76店の指定工事店があり、いずれの業者も利用者から市へ苦情などの相談もなく営業を行っております。市といたしましても、厳しい財政状況ではありますが、市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与すべく下水道事業を進めておりますが、公共下水道がいかに整備されても各家庭や事業所等が下水道に接続して流入されなければ機能を発揮することもできませんし、公共用水域の水質保全を図ることもできませんので、今後とも皆様のご協力をお願いするものであります。

しかしながら、行き過ぎた営業活動等が見受けられた指定工事店には、適切な指導や、さらには「むつ市排水設備指定工事店の指定取り消し等に関する要綱」に基づき厳正に対処する所存でござ

いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、排水設備等工事計画確認申請書等の事務処理につきましては、建設部長が答弁いたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、伝票処理についてのご質問にお答えいたします。

まず、伝票処理の現状についてでございますが、議員ご質問のとおり、本庁舎及び各分庁舎とも伝票処理支援システム、パワー財務というもので処理しているところでございます。これは、平成14年度に旧むつ市の財務規則の改正に伴いまして、それまでの手書き処理からコストをかけず、より早く、より正確にを目指して職員自ら開発したシステムであります。現状での各分庁舎での伝票処理方法につきましては、議員ご指摘のとおりでございまして、本システムがネットワークに対応していないため、予算の差し引きデータをフロッピーディスクでやりとりしなければならないというような不便さは実際ございます。これにつきましては、今後の改善が必要と考えているところであります。

また、起票月日及び確認月日等の整理の仕方につきましては、それぞれの市町村で多少の処理方法の違いがあったらうと思いますが、あくまでも財務規則等に沿って処理することとなりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、消耗品の購入につきましては、1件5万円以下の物品については配当予算の範囲内で各分庁舎で購入できることとなっております。それを超える金額になりますと、集中購買による経費節減の観点から、管財課に要求することとなっております。

また、防犯灯などの電気料については、コンピューター処理したものを再度手計算する必要があるかとのことでございますが、過去において明細書の一部が欠落して、請求書と符合していません

たこともありました。当然請求内容、請求額を確認したうえでの支払いになるわけでございますので、小計を記載することも一つの確認行為であるということでご理解をいただきたいと思います。

財務処理につきましてはの全体的なシステムにつきましては、確かに改善すべきことが非常に多いと思います。ただ、電力会社による請求金額等の入力につきましては、これは人の手で入力しておりますことから、当然キーパンチのミスもございます。これは、各伝票を各部署で足し算していただきまして、小計として一番下に記載していただいていると。それを出納室の方でまた確認と、再確認しておりますけれども、これを全部1カ所でするといいますと、非常な作業量になりまして、ほとんど物理的に合併した今の体制では無理ということになりますので、今のような各部署での再確認を含めての小計を出してくださいということにしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部長。

○建設部長（藤井幸男） 排水設備工事計画確認申請書の事務処理等についてお答えいたします。

この事務処理につきましては、合併する際に各市町村担当者が十分協議いたしまして、新たな申請書を作成いたしまして、どこの庁舎でも受け付けできるよう配慮したものでございます。議員お話しのように、各庁舎で受け付けされた申請書は、各種台帳を管理しております下水道課で内容を審査し、受け付けした庁舎に送付するシステムとなっております。これは、申請書、変更届、完了届等の書類が別々の庁舎に提出されても混乱なく処理されること、また審査の格差をなくすること、さらには提出者の利便を図ることを考慮したもので、確かに合併当初は新たに作成した申請書でもございまして、事務処理に時間はかかりましたが、

現在では申請書に問題がなければ2日ほどで確認通知をしておりますので、ご理解願います。

次に、排水設備工事費助成金交付申請書の添付書類についてであります。むつ市下水道排水設備工事費助成金交付要綱第3条の助成対象者の中で、市税及びむつ市都市計画下水道事業受益者負担金を滞納していない者とあり、これを確認するため、また事務手続の迅速化を図るため添付していただいております。このような国や県の補助金にかかわりなく、また市を經由して上級官庁、または他の官庁へ提出する以外の各種申請書への住民票、納税証明書を添付する例は、ほかに庁内を確認いたしましたところ2件ございました。議員ご指摘のとおり、住民票、納税証明書などは内部処理で確認できるものであり、住民負担軽減の観点から改善いたしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） まず、この伝票の件でございますが、防犯灯の電気料の件を申し上げました。これが例えば中間が欠落しているというようなケースについては、それは当然手計算が必要になるのだらうと思います。しかし、電力会社がコンピューター処理して、ずっと帳票が連なった状態で最後のトータルを出してくるわけでございますが、それについての1枚1枚の帳票ごとの小計が必要なのだというようなことございましたので、この辺は、例えば欠落がない場合にはそういう単票ごとの小計は不要だというような認識でいいのでしょうか。それをお伺いいたします。

それから、下水道の件につきまして、指定工事店の件でございますが、旧町村と新むつ市の間での相違があると。これは、新むつ市あるいは旧大畑町以外で何ら問題なくその業者も事業を行ってきたというようなことございますので、それはそれでよしとして、今後もこういう業者が出ない

ように重々ご指導を行いながら事業の推進をしていただきたいと、このように思います。

それでは、伝票の件について答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 伝票の件でございますが、この伝票は1枚の票に十五、六行の請求の額が書かれてまいりまして、請求の額が書かれた後の処理は確かにコンピューターでやりますので、間違いございません。当然集計したのも原則的には合うということになりますが、この集計する前の伝票に打たれる数字は、これは人間が、キーパンチャーがみんなやっております。銀行でもそうでございますが、例えば口座番号を1間違えると、これはとんでもない、全く違う人に請求されます。そういった数字の部分が、まず例えばけたを間違えた場合、人の目でその一覧表を見ていただくと、これはおかしいのではないかというのが気がつきます。また、額が全部同じ額というわけではなく、その電柱の種類、あるいは戸数によってもかなり違うと。そういったこともございまして、私どもの、旧むつ市の中でも何度か間違い、こういうのを見つけておりまして、そういうことがありまして確認ということをやっております。それが範囲が広くなりまして、一度に同じ部署でやるということもほとんど無理というような状況になりました。また、確認しないで請求したのに対して払うということもできませんので、それをできるだけやっていただけないかということをお願いしているところでございます。

ただ、改善することは、ほかにも多々いろいろありますけれども、それも含めて確かに改善すべきこととは思いますけれども、この額の確認ということだけはどうしても皆さんの税金を扱っておりますので、それで払うということを考えますと、必ずやっていただきたいということで今お願いし、担当の方から各部署をお願いされているとい

うことをご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） ちょっと今の伝票の件では、理解できないところもあるのですが、というのは、どこの業者の方も請求書を出す際には、例えば電気の場合には各電柱ごとの使用電力も違いますし、これは使用した電力に単価を掛けてコンピューター処理して出すわけですね。そしてそれが途中の伝票、請求書に欠落がない状態で最後に使用電力量と、それから合計金額がコンピューターで打たれてくるわけです。それをさらに間違があるかないかというようなことで手計算でやるというようなことについては、私はちょっと理解できないのです。ここで企画部長とそれをこれ以上議論するつもりはございませんけれども、伝票処理全体について効率的に、非常に人的な負担が大きいようです。それと、今のシステムはこのままでいくと、庁舎間の連絡が持って行き来をするわけですから、非常に人的な負担が大きいということを考慮して、ぜひ早目の改善をお願いします。

次に、中心市街地の再生についてでございますが、まず大畑都市計画マスタープランであります。1回目の質問でも申し上げましたが、大畑の市民グループが調査研究を進めて策定し、5年後に国がその方向で検討している。6月定例会における一般質問の自然再生の中で、大畑の木野部海岸でコンクリートの階段護岸を全国で初めて壊して自然石による磯をつくったと紹介いたしました。これも平成12年に大畑で行われたことが、5年を経過した先日、国土交通省がこれまでコンクリートで整備してきた人工海浜を自然海岸に戻していくということを検討しているという記事が新聞に載りました。合併によって編入された地域にも、まちがどうしたら生き残っていけるのかの思いを持ち、地域づくりにおいて先端的な研究を

している方々があり、その地域の住民が理想とする将来像があるのであります。川づくりでも海づくりでも、そして中心市街地再生でも、国の5年先を進んできた大畑であります。近い将来、新市の都市計画が策定されると思いますが、大畑地区については、この大畑都市計画マスタープランに基づいて計画していくべきと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

市長には、財政再建という大きな課題が立ちふさがっていることはわかりますが、編入された旧町村の市民がなりわいを持ち、活力を持って生きていく方策を具体的に目配りし、手配りしていくのも市長の大きな責任であると考えます。大畑地区では、市営住宅が老朽化しており、便槽が壊れるなど、衛生状態も懸念されるなど、改築が必要な状況になっております。なお、また入居者の高齢化も進み、中心地から3キロ程度の遠隔地に位置するため、自家用車のない世帯では買い物にも不便を来しております。公民館、体育館も建設から35年を経過し、これも老朽化が激しく、かつまたアスベストによる健康被害が懸念されます。公民館施設の中でも主要なスペースである集会室ホールが使用禁止となっておりますことから、早い時期の改築が必要と考えます。これらの公共公益施設を中心商店街の中に整備することで、行政ができる町中居住を誘導していくべきと考えます。市長の答弁を求めます。

現在民間の福祉業者の方が大畑地区でグループホームの建設を計画しているようであり、用地価格の関係で郊外をお考えのようであり、このような施設こそ中心部に整備していただくことで地域の人々との触れ合いができ、買い物も自分で高齢者が歩いてできる。高齢者の方も生活に張り生まれ、生きがいを感じていただける。商店の方も、郊外的大型店に買い物に行けない方を相手に業が成り立つ。商業と福祉のコミュニティ

ーとして理想的な中心市街地の再生ができると思います。このような民間の業者の方にまちづくりに協力していただくために、地域の皆さんと連携をしながら行政としてお願いをする。情報を提供するなどサポートしていくことが大事だと考えますが、市長のお考えをお尋ねします。

市長、大畑の住民は、今合併の混乱を経て、前の領主の暗い状況から、むしろ意気軒昂にしてご聡明な杉山市長の知性に深く頼み参っているのです。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 澤藤議員は、まちづくりのいわばプロでありましょう。先ほど1回目のご質問の中でもご発言がございましたが、ボランティアでアメリカのまちづくりを視察されたと、こういうお話でございましたが、私も一昨年ニューヨークとワシントンDCの間にあるまち、ここで朝鮮焼き肉を食べてきましたけれども、なぜそこで食べたかという、役場を中心にまちづくりをやり直している最中の場所にそういう日本の名前の焼き肉屋があったと。完全に新しい構想で湖の底にあったまちを干し上げてまちづくりをやっていくということでありました。私は、1カ所しか見てきていません。ですから、澤藤議員のご調査のようなわけにはいかないと思います。

そこで大畑のまちにこの様子を単純に重ね合わせることはできないにしても、お手持ちの資料等でどのような部分がどのように重ね合うのか、これは私は今のところ全く種も仕掛けもない状況でございます。どのような構想で大畑のまちを変えていこうというイメージを描いておられるのか、それは個人的にご教示いただければ大変ありがたいと思うのですが、それは個人的にご教示いただくだけではなくて、それぞれの合併したまちにはそれぞれのまちに対する思いを持った建築専門もいます、まちづくり専門もいますでしょう。そう

いう人たちでチームをつくって検討するというのも一つの手段としてあると思います。

私は、設計図を見て、でき上がった建物を想像する能力はまるで欠如しておりまして、ましてや文字を見て、この文字をどのような形に具体化していくのだろうなどと考える、そういう力はありません。もちはもち屋という言葉もあります。力を合わせてこのまちはこうしていくのがよろしいのではないかという手法を使うのが今のところ一番ではないでしょうか。ただし、これには新しいまちづくりの手法を研究している方々の我がまち以外の人の力もかりということも含んでいかなければならないと思います。そして、国土交通省がこういうまちづくりに対して新しい構想を持って協力をする体制をとっているということに力にしていくことがまちが新しくなって、新しい命が吹き込まれたまちになっていくことに早くなるのではないかという気持ちがいたします。

私は、大畑のまち、道路一つ見ましても、まだまだ、道路から手をつけるのが正しいのか、まちづくりを先にやった中で道路とつなげるのが正しいのか、考えるところが大いにございます。これは、自慢するわけではないのですが、むつ地区、20年間で私は中心市街地を大分変えたつもりであります。これは、県との提携、国との提携も前提にあってのことです。大畑のまちは、パイパス1本通りましたけれども、古い時代につくられた地域はまだまだ金も手もかけなければならぬ地域である。その中にコンパクトシティーの理念をどのように生かしていくのか、市営住宅を新しくするというようなことは容易にできるかもしれない。しかし、今ある公民館あるいは集会施設等を新しくつくるという構想がそこにあるのでありますが、これをどうやって金をつくるかということなどを含めましてコンパクトシティーづくりにもそれはまた連動していくことでありましょ

う。そう考えながら、知恵を出し合い、汗をかき合って新しいまちをつくる。さすが合併して発想が変わってきたなというふうになっていくべきであろうと、私ども新しいまちをつくるメンバーの一人としてそう考えているところでありますので、そのようにお力添えを賜ればと思います。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 大畑都市計画マスタープランでございますが、これは2カ年をかけて作りまして、当然中央の有識者、NPOと、それから大畑の市民グループNPOと連携をした中で、当然外部の方々のご意見もいただきながら、独自に勉強した部分も加えながら、あるいはワークショップ形式で市民の皆さんのご意見を加味して、そういう理想像を描いてつくったというものでございまして、従来ややもすれば行政がコンサルに丸投げをして、どこに行っても同じような計画ができるというような性質のマスタープランとは全く異なります。そういう意味で、市長のご認識を改めていただきたいと、このように思います。

確かに市長の財政難、財政難というのはもう頭にまくら言葉のようにくっついているわけですがけれども、大畑の旧町営住宅、市営住宅でつくるけれども、非常に先ほど申したように、衛生状態も悪くなっておりますので、あるいは公民館、体育館も35年を経過して、今まさに問題のアスベストの影響もあるわけでございます。そうしたものを中心商店街にどのように配置をすれば、最も商業の皆さんにご利益が行き渡るのかということも含めてぜひ大畑の中心商店街の現状をごらんになったうえで、ではどこだったら張りつくのか、いつごろ財源を調達して、どういう形でその商店街の中にはめ込んで、そして郊外につくるというのは意外と簡単でございまして、安い土地を物色して、広い土地を一枚の形で購入すればいい話なのですがけれども、今度は中央部に郊外から公共公益

施設を戻してくるというような手法になるわけでございますが、非常にいろんな問題がそこには派生してくるのだろうと思うのです。ですから、そうしたああすればこうなるというようなシミュレーションをもう手をかけていただいて、ぜひこの計画を早々に立ち上げていただきたいと、このように思います。ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今実はアスベスト問題を調べていましたら、合併前の大畑町に公民館、集会施設等の改築計画があつて、具体的な検討が進んでいるということを初めて承知したわけであります。それと澤藤議員お手持ちの2年間さまざまな角度で検討されたものがどこでドッキングできるのか、あるいはどこですれ違っていくのか、この研究をさせていただきます。

財源というのは、私はこれは念のためにしつこく申し上げているのですが、中間貯蔵施設というものは意外に打ち出の小づちまではなりません。それに近い効果を期待していきたいと。一般財源というのは、ある程度持てば、それを何倍に膨らませることができるか、特に市営住宅の古くなっているものは、かつての都市局ですが、積極的に住宅政策を進めていこうと。大都会は済んだと。地方の公営住宅の建設を今やり直す時期であるというふうと考えているようでありますから、それらのこともあります。そのレイアウトをどうするかということなどはすぐれて中心商店街地域の改造計画と結びつくことであろうと思いますので、それを既に完成された成果品はあるにしても、それとの整合性をもう一度考え直すという必要はあるだろうと、そう考えますので、早目に建設等を中心にチームをつくるなり研究会をつくるなりしていただきたいと思ひますし、こちらも準備させるようにしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） ぜびチームをつくる等まちづくり中心商店街の再生、あるいは古い公共公益施設の改築ということに具体的に取り組んでいただきたいと思います。

いま一つ、民間の福祉業者の方が郊外にグループホームをつくるというような話でございますが、この業者も本当は町中につくりたいというような意向があたりようです。しかし、やはり地価の関係等、随分下がってはいるのですけれども、あるいは既存の上物の関係で郊外にというような動きがあるようでございまして、できる限りこのまちづくりの観点からこの業者に、今は規制をすべき条例等、新たにこれから国土交通省がつくるまちづくり三法の改正の中に今度は盛り込まれるであろうその規制部分も今はないわけでございますので、そうした規制ではなくて業者の方にできるだけ町中に建設整備をしていただきたいというような、これは福祉の、先ほど申しましたように、高齢者の方が一般の方との触れ合い、あるいは買い物、あるいは医療のサービス、そうしたものも含めて町中の方が利便性が高いわけでございますので、そうしたお年寄りの生きがいというような観点からも、ぜびとも町中に整備をしていただくように、これはお願いをすべきだと私は思いますが、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ市に2カ年で4カ所のグループホームができております。グループホームのブームであります。四つのうちの二つは、古い空き家を活用して町中につくった。あと、もう建設が終わりまして、来週落成式をやるのが一つ、今工事中が一つという状況であります。それらを県に申請する際に助言するのが市長の立場であります。ですから、ご相談があつてしかるべきなのです、はっきり言うと。部長は知らないそうです。そんなことはささいなことでもあります。しかし、

これからのグループホームに対する需要というのは、確実にふえていきます。30年前は特別養護老人ホームに家族を入れるのは身内の恥であるという思いがあった。今は稼いで続けなければ年寄りがかえって粗末にする、こういう時代になっております。ですから、お年寄りの生活をも保障しながら自らも働くという時代に考えが変わってきました。そういうこともありますので、今ちょっと余計なことを申し上げましたが、余計な方もどうぞお考えくださいますように。

○議長（宮下順一郎） 49番。

○49番（澤藤一雄） 今のグループホームの業者さんのお話でございますが、補助金等の今年度枠がないので今年度はやらないということで、福祉部門からそういうお話をいただいて、ことしは見合わせるというようなことでございます。市長が今言われたように、当然適当な既存の建物があれば改造をして、グループホーム建設可能というようなことになるわけで、その辺も含めてご指導をお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤孝夫議員

○議長（宮下順一郎） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。29番工藤孝夫議員。

（29番 工藤孝夫議員登壇）

○29番（工藤孝夫） 工藤孝夫でございます。むつ

市議会第185回定例会に当たり、表題について3項目について質問いたします。なお、2項目の質問の表題が本日のお二人の同僚議員とほぼ同じであります。重複のある点につきましては、ご了承くださいように、まず最初をお願いいたします。

それでは、大型店舗法の規制緩和に関する諸問題から質問いたします。アメリカの市場開放要求を受け入れ、政府と経済産業省は平成12年に大規模小売店舗立地法の規制を廃止したのはご承知のとおりです。それから5年経過した現状は、この規制廃止がいかにもひどいものか明らかであります。当時の中小企業庁の商店街実態調査でさえも9割を超える商店街が衰退や低迷を訴え、空き店舗を抱える商店街も7割強に達し、シャッター通りと言われる光景が全国各地に広がっているとしています。規制緩和後、これまで旧むつ市を中心に大型スーパーの出店が著しく、むつ商店街のみならず、その影響はむつ下北の全自治体に連鎖され、軒並み苦しい経営を余儀なくされているのが実態であります。

加えて酒類販売の規制緩和に代表されるように、平成13年の距離基準の撤廃、平成15年の人口基準の廃止などにより、免許さえあればコンビニストアを含め、ほとんどの店舗で販売できる事実上の自由化とされました。今月から調整地域が1年延長になったとはいえ、大して変わるものではありません。しかも、低価格で大量販売される店舗の出現により、とても太刀打ちできず、既に免許を放棄したり廃業に追い込まれた小売店は旧川内町も例外ではありません。どの種の販売を問わず、小売店の存在は地域のまちづくりであり、まちの活性化及び人の働き場所であります。自由経済に名をかりた規制の廃止は商店街を寂れさせ、まちづくりを困難にし、地域、文化にも大打撃を与えるのは既に現実として証明されております。

市場開放を押しつける当のアメリカでさえ、きっちり自国で規制しているのに日本は言いなり。こうした部門一つとっても、日本は世界の資本主義国の中でもルールなき異常な国だと言われるゆえんであります。しかし、そうであればあるほどこの問題にしっかり取り組むのは行政の責務であります。

旧むつ市は、本年1月1日からの施行で、むつ市における土地利用の適正化に関する条例を制定しております。こうした市の条例制定をしつつ、まず第1点として、大型店舗法の規制緩和問題に対し、どのようにして活性化の進行に結びつけるのか、その対策方について伺いいたします。

2点として、現存する大型店と小売店との共栄・共存の対応策についてもあわせて答弁を求めます。

次に、雇用対策について質問いたします。小泉内閣による三位一体改革など、地方いじめの政治政策のもとで不況に歯どめはかからず、国民生活はずたずたにされようとしています。中でも地方の切り捨て政策による雇用情勢は深刻度を超し、生活苦は極限に達しているのが失業者の実態であります。これら生活に直結する諸問題に関し、私たち日本共産党青森県委員会は、これまで毎年県やむつ下北地域の抱える要望を予算に反映されるべき、県及び政府に要求交渉を続けてきたところであります。昨年は、11月11日に49項目で県交渉、17日、18日の2日間は50項目で六つの省庁と政府交渉を行いました。私も参加いたしました。中でも特に下北地区に大きくかわる項目としては19項目で、主として医師の確保、食糧自給率、ホタテ貝貝毒対策の研究と供給、宇曽利工区バイパス、JR大湊線の防風対策、高校存続問題、自然保護問題等であります。その要求項目の中の一つとして、下北が国有林の占める割合が多い地域である特性を生かし、自然、森林保全のための事業

を実施し、雇用機会をふやすことも要請いたしました。これに対し、農林水産省では、下北地域では国有林の占める割合が60%を超えている。森林の整備などの事業については、国民の雇用の場を提供することにもなることから、今後とも地域の振興に寄与していきたいと前向きな回答がされたところです。下北の中でも新むつ市は、旧4市町村の持つ公有面積の合計が9割を占める旧川内町が強制合併で吸収されて財産面積も大きく増したところです。雇用対策と結びつけた森林保全整備に力を入れるべきであるが、新市における旧地域の雇用対策、企業の現状も含めて答弁を求めます。

最後に、アスベスト対策について質問いたします。ご承知のように、今アスベストによる人体被害は全国に広がり、経済産業省の発表でも8月27日時点で石綿被害による死者は451人に上っています。アスベストが発がん物質と米国で指摘されたのが1935年、1972年には国際機関である世界保健機関及び国際労働機関がそれぞれ危険性を指摘したとされています。こうしたことを受け、80年代には既にヨーロッパ諸国で相次いで全面禁止となり、米国でも1989年からアスベストの生産、輸入を段階的に規制しています。しかし、我が国では1972年に工場周辺住民の健康被害を承認していたが、1989年まで排出基準をつくらず、1975年になってやっとアスベスト吹きつけを禁止したことに見られるように、有害性を認識しながら大量使用を認めてきた責任は重大であります。

石綿を使用した建築物等の老朽化による解体、改修はこれからピークを迎えると言われております。潜伏期間が長いということもあって、中皮腫による死者は今後40年間で10万人に上ると予測されています。抜本的な対策をとらない限り、今後数十年にわたり被害が拡大することになるのは必至であります。

そこでお尋ねいたします。今議会開会后、アス

ベスト含有と想定される公共施設調書が提出されました。庁舎、保育所、健康管理センター、公民館、各小・中学校の16施設となり、深刻な事態であります。また、この他に石綿アスベストが使用されている施設はないのかどうか、実態調査は終了されたのかどうか、結果と公表について答弁を求めます。

また、その対策は緊急を要するものであります。この点についても答弁を求め、この場所からの質問といたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、商店の発展と地域経済についてのご質問の第1点目、大型店舗法の規制緩和に対する活性化対策についてであります。工藤孝夫議員ご承知のとおり、平成12年の「大規模小売店舗立地法」の施行により、それまで「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」、いわゆる大店法では、文字どおり周辺の中小小売業者の保護を目的として規制されてきたものに対し、大店立地法では周辺地域の交通・騒音等、生活環境の保持・配慮に重点を置いたものでありまして、実質的な大型店舗の立地規制緩和となったことは周知の事実であります。

大店立地法施行後の全国的な傾向としては、大型店や大型商業施設などの郊外立地が進む一方で、中心市街地の商店街は空き店舗が増加し、市街地の空洞化が進むことによる都市の利便性の低下とともに、居住者の減少や住民の高齢化による地域コミュニティーの衰退が治安の悪化、高齢者の生活の不便の増大など、さまざまな社会問題を生み出す要因ともなっており、当むつ市においても例外とは言えない状況であります。市では、旧むつ市の中心市街地活性化推進の指針となります

「むつ市中心市街地活性化基本計画」を平成13年10月に策定しております。この基本計画では、市や県など主に行政が中心となって実施する「市街地整備改善のための事業」と主に商業者が中心となって実施する「商業等の活性化のための事業」の大きな二つの中心市街地活性化を図るための基本施策について示しております。この基本計画に基づき、主に商業者が中心となって実施する「商業等の活性化のための事業」をより具体化し、推進するうえでの総合的な調整組織として「むつ商工会議所TMO」が昨年度から動き出しております。また、イベント共同化事業や空き店舗対策事業等を実施しております。

また、行政が中心となって実施する「市街地調整改善のための事業」では、議員ご承知のように、旧田名部駅周辺の整備としてむつ来さまい館を現在整備いたしております。また、来年4月の供用開始を予定しております。むつ下北観光物産館、イベント広場を含めた3施設の一体的な運用管理を行い、効果的な集客イベント等の開催によるにぎわいの創出に期待を寄せている次第であります。

また、大型店の郊外進出対策に関してありますが、昨年12月、むつ商工会議所からの土地利用の適正化に関する条例制定についての請願がなされ、本条例が本年1月から施行されているのも議員ご承知のとおりであります。この条例は、都市計画法に基づく用途地域指定のない区域、いわゆる白地地域の土地利用の適正化を図るための基本事項を定めたものでありまして、基準面積以上の開発事業について、市への届け出、協議を義務づけたものであります。現在国では施行以来6年が経過し、いまだ期待された効果が得られず、さまざまな課題が浮かび上がってきたまちづくり三法、いわゆる前段でお話し申し上げました大店立地法を含めた中心市街地活性化法、改正都市計画法の三つであります。この見直しを進めている

とのことでもあります。

この見直しでは、郊外化が進んだ行政、医療、教育施設、商店などの都市機能を再び中心部に集め、公共交通を整えたコンパクトシティを構想したもののようではありますが、具体的な内容はいまだ示されておりませんので、今後市の基本計画との整合性を図る必要性が出てまいりものと考えております。

次に、大型店舗と地域商店街との共栄・共存策についてであります。各店舗、各それぞれの店の魅力向上の一言に尽きると考えます。この魅力は、大型店にはないサービスであったり、ブランド構成や商品構成に変化を持たせるものであったり、若い世代が集まるような店の内・外装づくりであったり、このような各店舗の持つ魅力を向上させることで商店街の特色が生まれ、魅力の向上につながるのではないかと考えられます。

大型店が商店街内であれば、大型店を商店街組織に取り込み、連携して大型店の持つ集客力や駐車スペースを生かした回遊型の商店街づくりを目指せるのではないかと考えられます。今各商店街では生き残りをかけて自助努力されていると認識いたしております。大型店舗の空きフロアを利用したイベントを開催したり共通商品券の発行、あるいは発行に向けた実験事業を行うなど、積極的な取り組みを進めているようでありまして、徐々にではありますが、往時のにぎわいも取り戻しつつあると認識いたしております。市としても、これら事業に対し、支援させていただいてまいりまして、今後におきましてもこれまでと同様、行政として公平、公正な立場で総合的な視野に立った支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、雇用対策について、特に森林保全のための事業実施拡大についてのご質問にお答えいたします。まず、当市における雇用の現状につきまし

ては、むつ公共職業安定所管内の平成17年6月末現在の有効求人倍率は0.22で、去年同期0.11に比べ、ちょうど2倍となっており、徐々に改善の兆しは見えるものの、依然として厳しい状況にあることには変わらないものと認識いたしております。市では、これまで雇用対策事業として、国の「緊急地域雇用創出特別交付金」を活用し、平成11年度から平成16年度までの間、「緊急地域雇用創出対策事業」を実施し、この間延べ69事業、事業費では約2億2,000万円の事業を展開、延べ922人の雇用創出を図ってまいったところであります。この中で林業関係事業として、大畑地区では「やすらぎの森管理事業」、「町有林整備事業」、川内地区では「林道・歩道等の美化整備事業」、「直営造林事業」、むつ地区では「市有林森林景観形成事業」等延べ8事業を実施し、これらは雇用対策を中心としていることから、雑草木・チシマザサの刈り払い、除伐、枝打ち等の事業に延べ151名が就労し、総額で3,500万円の事業を実施したところであります。この雇用対策事業は、昨年度で終了いたしました。本年度の林業関係事業では、川内地区において除間伐、枝打ち等を主体とした「育成単層林整備事業」、「銀杏木地区及び穴畑平地区公団造林事業」を実施し、林業関係従事者の雇用に努めているところであります。全国的にはやや景気がよくなった、明るさが見えてきたというような報告がなされているところではありますが、青森下北の雇用環境はまだまだ厳しいものがあります。特に農山村地域は深刻であります。

このような状況の中、林業は木材生産を通じて森林の適切な管理に資するとともに、就業機会の少ない山村地域の活力の維持などに重要な役割を果たしていることから、自然、森林保全のための実施拡大につきましては、来年度以降、財政状況を見きわめながら、「むつ市過疎地域自立促進計

画」に基づき引き続き事業展開を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、アスベスト対策についてのご質問の第1点目、新市全域にわたる公的施設の使用実態の調査と公表についてのご質問にお答えいたします。市では、アスベストの危険性が指摘されて以来、市の区域内にある市、または一部事務組合が所有する建築物約350施設について、国が当面の対策が必要であるとしている吹きつけアスベストが使用されているか否かの調査を実施しておりますが、本定例会の行政報告の中では、その時点での調査結果について述べさせていただいたところであります。その後調査を継続している中で新たに吹きつけアスベストを使用している可能性のある施設が判明いたしましたので、報告させていただきます。

まず、庁舎関係では、新たに大湊消防署が追加になりまして4施設となります。教育施設は、さきの報告のとおり8施設、医療施設では、むつ総合病院と脇野沢診療所が新たに追加になりまして2施設、福祉施設は、はまゆり学園が追加になりまして1施設、その他の施設では、むつ市斎場が追加になりまして1施設、合計で16施設で吹きつけアスベストが使用されている可能性があることが判明いたしております。これらの疑いのある施設については、早急に分析調査を実施することとしており、その結果等については公表してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の第2点目の緊急な対策方についてであります。現在吹きつけアスベストを使用している可能性のある教育施設のうち市民への影響があると考えられる3施設については、分析結果が判明し、処理が完了するまでは施設の一部の使用を中止することとしております。また、アスベストの使用が確定した施設については、固化剤による

表面層を固着化することによる「封じ込め」、非アスベスト建材で覆う「囲い込み」、他の非アスベスト建材に代替する「除去」の三つの方法から、状況に応じた適切な方法を選択して処理したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 大型店舗法の問題でございます。

市長もよくご承知かと察しておるものですが、最近の新聞報道によりますと、大型店舗法による商業調整を廃止すると、そのかわりにまちづくり三法ということ政府はつくったわけですが、最近中間の審議内容が発表されました。新聞報道によりますと、10回の論議を経てきたということですが、総論として内容的には商店街その他の小売店にとっては非常に厳しいものであるということが指摘されております。

どういうことかといいますと、一つは、郊外への対応、出店を規制したり、中心市街地のにぎわいを取り戻したいという商店街、あるいは自治体の要望を酌むものになっていないと。具体的には、都市計画法だとか土地利用に関する法律の改定内容が未定なことなど、郊外出店の規制策なしだとして、その審議内容を懸念されているというのが総論として出ていると。

具体的になってまいりますと、今度は第1点に日本商工会議所が提案したまちづくり推進計画、この整合性、あるいはまた地域生活、経済影響を事前に調査し、都道府県知事が改善を勧告できるように求めた案も中小企業団体連合会が出したこのまちづくり条例制定案も競争市場主義の考えに立ってすべて排除されてしまったと、これが2点目です。3点には、これもむつ商工会議所からの請願趣旨である自治体の全域で土地の用途区分を示すいわゆるゾーニング型条例等は財産権の制約

になるのだということでもって自治体の権限を非常に低く抑えてしまって問題がある審議内容になっているということが新聞報道されております。したがって、私は以上のことから見てみますと、ことし1月1日施行でむつ市が制定した条例に加えまして、やはり都道府県知事の許認可、これはどうしても歯どめ策として必要なのではないかと、ということ最近の専門誌なんか読んでみますと、感じるわけです。福島県の条例では、広域にわたってそれをやって、今注目されているそうです。でありますから、私は市の条例に届け出制はありますけれども、認可制というものを加えて強力なものにしたらどうかという考え方を持っております。これに対して市長の答弁を願いたいと思いません。

それから、共栄・共存の問題になりますけれども、商業調整というのは、これはやっぱりなければなかなか大型店と昔からあるしにせ、あるいは小売店との競合というものは解消されないだろうというふうに感じております。でありますから、この点につきましても、非常に市としても今後考えていくべき中身なのではないかなというふうには私なりに考えております。こういう点で市長から考え方があればご答弁願いたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ市が1月から施行しておりますこの条例は、全然財産権の侵害なんていうことは考えていません。ただ、届けてくださいと、計画を示してくださいと、その際には相談に乗らせてくださいと、これだけの話なのです。ですから、許可はもちろん、認可も何もなし、ただ計画を出してくださいよというだけなのです。多分、しかしこの中には公道をどう使うか、公道を使って駐車するには随分苦勞するだろうなという想定も入っていますので、これはこっちで読んだだけの話ですが、そういう意味で、こういう条例

をつくったのは全国で二つ目のことなのですから、それでも今のところ計画を進めているという事業者の方では全然動きを見せないでおりますので、そのあたりがどうなっているかわかりません。つまり財産権の侵害があるではないかというふうに、いや検討中にそう言われているということですから、これに対して許可を出すなどということは、我々はとてもこれは都市計画法の範囲内のことでありますから、心理的な圧力だけを考えておるといふことに穏やかな条例でございますので、ここまで効果があるとは考えていなかったと申し上げるのが本当でしょう。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 今のところはそういう効果があったとしても、これからの時代を考えると、非常に厳しいものになってくるのではないかなと考えるものですから、今審議されている中間発表の報道に基づいて、より強力なものにしていくための条例を整備したらどうかと、一言言えばそういう問いかけをしているわけです。

したがって、今全国で2例目ということでございますけれども、小樽市あるいは札幌市も含めてどんどん今進んでおります、条例の中身も。そういうことでなければ、自助、自立と試してみても、地域ではそれなりに頑張っているのですけれども、中心街に大型店がどんどん来られますと、やはり周辺の自治体を巻き込んでしまうわけですから、非常にそういう点では市としても広く細かく監視をしていかなければならないのではないかなというふうに私は思います。

そういうことで、そもそもこの大型店の問題については、その規制を取り払ったということからこの問題が始まったわけですから、そういう点ではこの点にメスを入れていくという方法をとらないと根本的な解決にはならないよということだけは指摘しておきたいと思っております。

次に、アスベストの問題についてお尋ねいたします。新たに16施設が判明したということでございます。私は、この対策方としては、各施設からのアスベストの完全撤去、あるいは建設にこれまで当時携わった労働者の方々だとか、そういう人たちの健康診断、これぜひ必要だなというふうに考えております。そういう点での市長の答弁を求めたいと思っております。

それから、午前中の答弁の中で、飛散防止など規則に準じた対策をしなければならないというふうに答弁されたわけけれども、この規則は国が発令しなければ市としては動けないという意味だと私はとらえたのですが、もしそうであれば、市としては国が発令するまでできませんよということになるのか、それともそれ以前に手を打ちますよという方策を持っているのかどうか、この点をまずお聞かせ願いたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） アスベストを使用している建造物について、それを建設時に就労した方々を調べるといふことは、既に20年以上前のものになりますので、当時の施工業者までは当然のことに判明しますが、その業者の皆さんがこの現場にだれそれを使ったというような名簿までそろえているかどうかについては、これは相当な強力な協力をもらわなければならないと考えられます。一応施工業者は地元だけではございません。三戸町から東京まで広がっておる業者の方々が多いですし、川内、大畑、脇野沢の場合、そのようなリストが残っているかどうかこれから調査することになります。可能な限りの努力はいたしてみますが、不明の場合は、これはお許しをいただくしかないだろうと、そう考えております。

それから、飛散防止をどうするか。これは、先ほど工法を申し上げました。工法には、今のところ3種類考えられますと、こう申し上げておま

すが、全部を取り壊して、建物全体を取り壊してやる場合の工法は、大変な費用がかさむと思います。今の取り壊しの方法は、工藤孝夫議員十分ご承知のように、めったやたらに壊してしまうという方式をとりますが、静かにさせるための工法はそんなに難しいものではないと考えられます。そういう鎮圧をするのと取り壊すのとは施工業者の扱いが非常に違いますし、取り壊す場合は専門の業者もあるようですが、そうなりますと単位面積当たりの工賃が非常に高くなるということもありますので、このあたりを慎重に判断して、最も適切な方法を選ぶということになるかと存じます。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 可能な限り市で手を打つという理解をいたしました。

もう一点聞いておきたいのですが、このアスベストの含有材、そういうものはどこで処分するのか、市でやるとすれば、処分の場所、これをお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 主たるものについては、アスベストを撤去するための特別な工法を心得ている業者があるようでありまして、そういう方々が最終処分までするようでありまして、大抵は埋設してしまうということでありまして。ただ、我々が事務組合として持っております一般廃棄物の焼却場は1,300度という高温で燃焼させます。この温度でどのくらい処理可能なものかどうか等については、私どもまだ十分な検討を加えておりませんので、最終処分場を復活して埋設するか、焼却処分をするか、あるいは新しい土地を入手して、そこに埋めてしまうかという三つの方法ぐらいしかないのではないのでしょうか。溶鉱炉で焼くという方法はあるようですが、事務組合の一般廃棄物の中間処理施設は、溶鉱炉と同じくらいの温度だそうでございますから、やはり埋設してしまうのが、

素人考えです、まだ十分深い検討をしたうえで申し上げているわけではございませんので、そのような立場で検討を加えているというご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） それぞれの施設については、いろいろわかりました。

そこでお尋ねいたします。旧町村あるいは旧市を含めて古い水道管、これにはアスベスト管が使用されております。ちなみに、川内町では宿野部地域で延長にすれば170メートル、小倉平地域で120メートル、戸沢地域で898メートルが石綿管としてまだ残っているわけです。予算にも計上されてあるように、大畑地域でもそれぞれ老朽管があるということでありまして。これらの古い水道管、石綿が使用されているアスベスト管、これは昭和63年に当時の厚生省で非常に漏水しやすいし、ターゲルが溶け出す危険性があるということで、指示が出されたという経過があると、私は当時20年前に旧町議会で取り上げたことがありますので、そう記憶しております。今度のこの施設、アスベストに関連する施設の中に、水道に係る老朽管がなぜ調査対象として上がってこないのか、なぜ出てこないのか、その理由をお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） アスベストは、極めて細かい粉じんとなって空中に浮遊することによって呼吸器に入っていき、水道管に利用されているものは消化管に入っていきますが、通過してしまう、こういう違いがあるわけでありまして、消化管を経由しても病気の原因にはならないというようなことがこのアスベスト管が製造され、仕様が大地震に弱いということで、むつ地区の上水道管は全部交換が終わっていますけれども、特にそのような問題は起きない。ただし、取り外したものを処分するのにどうしたかで、この問題の考え方が違

ってきますが、お尋ねにはそこまで入っていませんので、私ももし入ってれば公営企業管理者の方から答えさせようかと思ったのですが、とにかく消化管の方に入る分には問題がないということだけははっきりしております。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） どうもありがとうございます。それでは、早速お聞きいたします。

たしか私20年前に取り上げたとき、蛇口をひねって、そこでの検査でもって問題がなければいいのだというようになっていたと。しかし、この石綿というのはそういうものではないと、恐ろしいといいますが、そういう大変なものを含有しているのだというようなことで当時の厚生省で指示が出されたというふうに私は調査して質問したことを覚えているのですが、これはただ古くなりました、時代おくれでありますから、取りかえます、これにのせませんということではないはずですね。だからこそ老朽管を取りかえるのだという大畑、川内の予算措置もされているわけですから。その点をお答え願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） ご質問にお答えいたします。

なぜ建物と水道管について分離されているのかといったような質問かと思いますが、厚生労働省、当時の厚生省でございますけれども、平成4年に改正した水道水の基準というのがございます。当時アスベスト、いわゆる石綿でございますけれども、毒性を評価しておりますけれども、ただ、今市長お話しのように、呼吸器からの吸入であれば、これに比べまして、経口摂取については毒性は極めて小さいのだということでございます。そしてまた、世界保健機関、WHOの見解でございますけれども、水質のガイドラインにおいても飲料水中のアスベストについては、健康影響の観点から、

ガイドライン値を定める必要はないといったような結論が出ておまして、このようなことから、全国においても水道事業体においてそのような認識をして今日に至っているというところでございますが、ただ、今議員お話しのように、平成2年には総務省からの老朽管の計画的な取り扱いによる取りかえでございます。勧告が出され、その後翌年の平成3年には、厚生省は21世紀に向けた水道整備の長期の目標を策定したといったようなことから、それぞれ全国津々浦々、いわゆる老朽管の更新事業を実施してきたということでございます。

旧むつ市におきましては、昨年度をもってその取りかえのほとんどを完了してございます。ただ、残数もございますが、細部につきましては公営企業局長に答弁させます。旧川内町、旧大畑町については、今年度、平成17年度までその業をなしているところでございます。

ただ、私どもの措置の方法につきましては、いわゆる取りかえの時点で別な箇所に設置するというようなことで、それを埋め殺しているような現況でございますので、見解はどうあれ、そういったWHO等の結論づけもございますので、被害そのものについては現時点ではないものと、こう言った方がよろしいのかなと思われま。ただ、現今、新聞見てもテレビをつけても、もうアスベストの話題でいっぱいでございますので、この方向づけが近々出されようと、こう思っておりますので、私どももそれに沿って対応したいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 公営企業局長。

○公営企業局長（新谷博仁） 公営企業管理者の答弁に補足させていただきます。

むつ市で現在残っております石綿管の状況でございますが、合計で7,826メートルほどでございます。これにつきましては、むつ地区が4,200メ

ートル、川内地区が1,188メートル、脇野沢地区が2,438メートル、大畑地区はございません。このような結果となっております。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 毒性は極めて低い、しかし勧告は出されているということであります。いずれにしても、好ましいものではないということは明らかです。したがって、毎日毎日口にする命の綱、水の問題でありますから、これに4分の1の補助もあると思いますし、至急手を打っていただきたいと、市長、このように強く要請いたしますけれども、最後にこれに対する答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 企業会計は、企業管理者が管理しておりまして、私はそうしてほしいなど、こういう要望を伝えるだけでございますが、ここで強く要請をしておきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 29番。

○29番（工藤孝夫） 強く要請するということ、ここではっきり市長からいただきましたので、ぜひそれを速やかにやって解決していただきますように強く要請して質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで、工藤孝夫議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月8日と9日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明9月8日と9日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月10日、11日は休日のため休会とし、9月12日は付託議案審議、報告に対する質疑及び議員派遣についてを行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時01分 散会